

地方分権型道州制のあり方について

～ 地方分権型国家の実現に向けた広島県の提言 ～

平成27年5月

広島県

【目次】

I	趣旨	1
II	真の「地方創生」実現のために	1
1	現状の課題	1
2	課題解決に向けた方向性	4
3	広島県が目指す「地方分権型道州制」の理念と目的	5
4	「地方分権型道州制」により目指す姿	5
III	「地方分権型道州制」における国と地方の役割分担	6
1	国と地方の役割分担の基本的考え方	6
2	国・道州・基礎自治体（市町村）の役割分担の見直し	7
3	国から道州への事務・権限の移譲による効果と課題	9
4	都道府県から基礎自治体（市町村）への事務・権限の移譲による効果と課題	10
5	ナショナル・ミニマムの取扱い	14
IV	「地方分権型道州制」における税財政制度	15
1	国・道州・基礎自治体（市町村）の所要財源	15
2	税源移譲のあり方	17
3	公債金収入（建設国債）・地方債収入（道府県債）の異動	20
4	税収等財源移譲後の財政状況	20
5	財政調整制度のあり方	23
6	国債の取扱い	28
7	地方債の発行環境の整備	31
8	課税自主権の強化	33
V	「地方分権型道州制」の実現に向けて	37

I 趣 旨

- 現在、我が国が直面する最大の課題として、「人口減少・超高齢社会の到来」や「東京一極集中がもたらす弊害」が懸念される中、中央集権体制の下では、こうした課題の根本的な解決が困難であることから、これまで広島県では、新たな広域自治体のあり方についての検討を進め、「地方分権型道州制」の実現に向けた取組を推進してきた。
- こうした中、政府においては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくために、「人口減少克服・地方創生」に国と地方が総力をあげて取り組むこととし、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤として、地方分権改革を推進していくとされている。
- 本県では、真の地方創生の実現には、国から地方への権限と財源の移譲など、更なる地方分権改革の推進に取り組み、また、将来的には、地方分権改革の究極の姿として、「地方分権型道州制」への移行が必要との考えの下、その実現に向けた国への提言や県民の理解促進に資するため、本県が目指すべき「地方分権型道州制」のあり方について検討するものである。

II 真の「地方創生」の実現のために

1 現状の課題

(1) 「人口減少時代」の到来 ～ 「地方創生」が求められる背景

(出典：『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』一部抜粋)

- 2020年代初めは毎年60万人程度の減少であるが、2040年代頃には年100万人程度の減少にまで加速
- 地方は、若い世代が東京圏へ流出する「社会減」と、出生率が低下する「自然減」の両者により、都市部に比べ数十年も早く人口減少
- 人口減少に伴う高齢化の結果、総人口の減少以上に経済規模が縮小し、1人当たりの国民所得が低下する恐れ
- このまま推移すると、2050年には、現在の居住地の6割以上で人口が半分以下に減少、2割の地域では無居住化すると推計

(2) 東京圏への人口の集中 ～ 「地方創生」が求められる背景

(出典：『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』一部抜粋)

- 東京圏には過度に人口が集中（国際的にも高い水準）しており、長時間通勤、住宅価格の高さ、待機児童問題など生活環境面での課題の他、巨大災害に伴う被害増大のリスク
- 今後も東京圏への人口流入が続く可能性が高く、このまま推移すると、地方に比べ低い出生率の東京圏に若い世代が集中することにより、日本全体として人口が減少へ

⇒ 国と地方が総力をあげて「人口減少克服・地方創生」に取り組むことが必要

- 国において、東京一極集中という構造的な問題を解決するための取組を進めることが必要
- 地方において、魅力ある地域づくりを目指して、自らの地域が直面している課題を明らかにし、自らがその対策を考え、自らが取組を進めていくことが必要

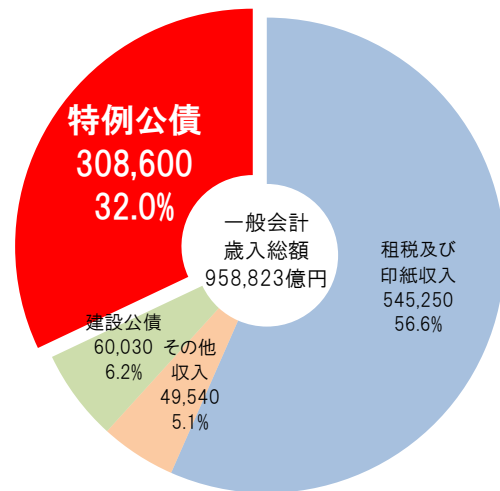
(3) 国と地方の役割分担の最適化

- 地方行政の関与も含め、国の役割が膨大であり、国が本来取り組むべき課題への集中的な対応が困難
- 一方、地方においては、地方が創意工夫しながら自らの発想で特色のある独自の施策を講じるための権限・財源に極めて乏しい

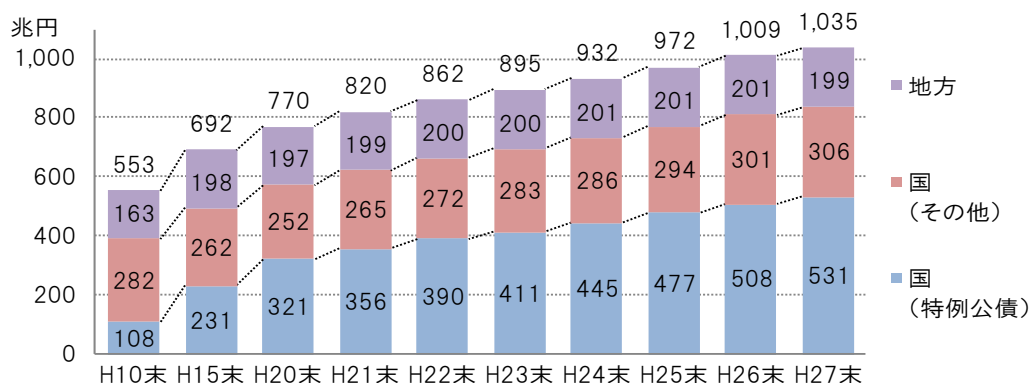
(4) 国の財政上の課題

- 地方予算への関与も含め、国が多額の予算を管理しており、マネジメント面で課題
- 国のH27年度一般会計歳入予算では、3割以上を特例公債（いわゆる赤字国債）収入に依存するなど、毎年度、特例公債（赤字国債）を発行せざるを得ない状況が慢性化
- 既に1,000兆円を超過する見通しとなるなど、国・地方全体の長期債務残高は主要先進国の中でも最悪の水準

〔国の歳入構造（H27年度予算）〕



〔国及び地方の長期債務残高の推移〕

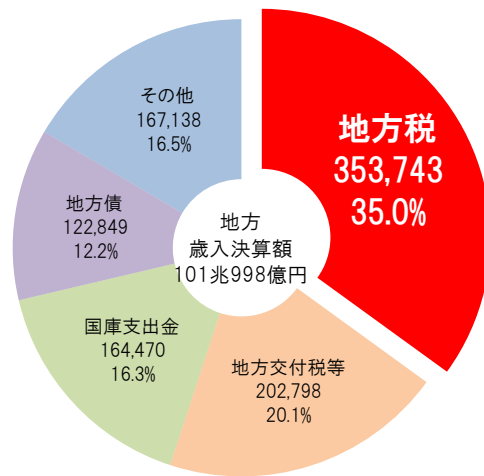


- 注1) H27年度末の数値は、H27年度予算編成時の政府見通し
 注2) 「国(特例公債)」には、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債、臨時特別公債、減税特別公債及び年金特例公債を含む。
 注3) 「国(その他)」には、復興債を含めている。
 注4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金は、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。
 注5) 「地方」のH26年度以降の数値は地方債計画等に基づく見込み

(5) 地方における財政上の課題

- 地方財政計画の歳出構造をみると、国庫補助関連事業、国が法令等で基準を設定しているもの（地方警察官数や高校教職員数など）、国が法令でその実施を義務付けているもの（戸籍等窓口、保健所、ごみ処理など）といった国の関与が存する経費が地方の一般歳出の大部分を占める
- 一方、地方の歳入構造をみると、歳入のうち、地方税のウエイトは3分の1程度という状況にあり、受益と負担の関係が希薄なことから、歳出増への抑止力が働きにくい

〔地方の歳入構造（H25年度決算）〕



〔地方財政計画の歳出構造（H27年度）〕（出典：総務省「地方財政関係資料」）

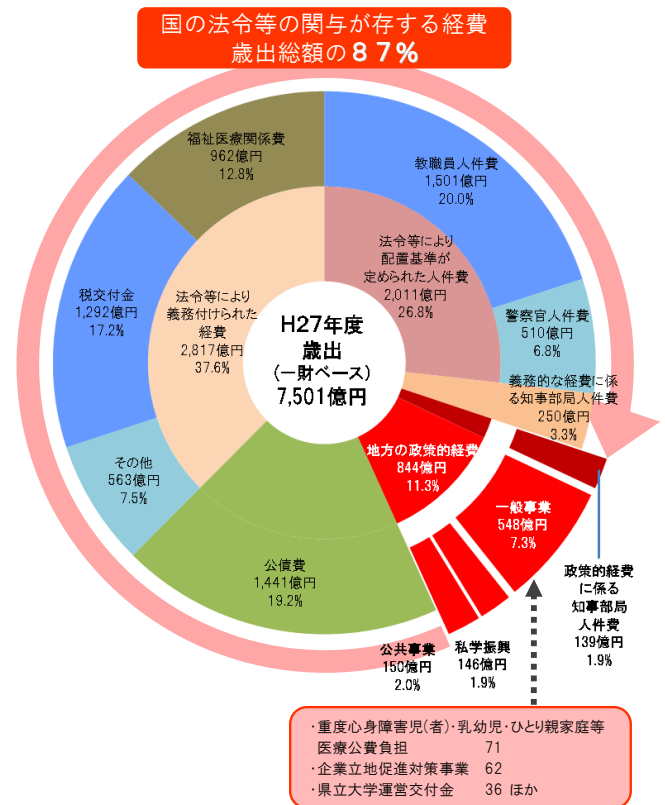
地方財政計画（平成27年度）【85兆2,710億円】

（単位：億円）

経費の種類	金額	国費		地方費	説明
		金額	割合		
給与関係経費 203,351	補助 56,801	国費	15,555	41,246	小中学校教職員等 地方警察官 20,966 消防職員 12,290 高校教職員 17,009 ケースワーカー、公立保育所保育士等の福祉関係職員等
		地方費	50,265		
	地方単独 146,550	国費	0	96,285	
		地方費	0		
一般行政経費 350,589	補助 185,490	国費	83,794	101,696	生活保護、介護保険（老人ホーム、ホームヘルパー等）、後期高齢者医療、障害者自立支援等 警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理費、予防接種、乳幼児健診、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など 都道府県財政調整交付金、保険基盤安定制度（保険料軽減分）、国保財政安定化支援事業
		地方費	0		
	地方単独 139,964	国の事業団等への出資金等	1,857	138,107	
		国費	0		
		地方費	0		
		地方費	0		
国保・後期高齢者 15,135	地方費	0	0		
まち・ひと・しごと創生事業費 10,000	地方費	0	0		
地域経済基盤強化・雇用対策費 8,450	地方費	0	0		
投資的経費 110,010	直轄・補助（公共事業等） 57,252	直轄事業負担金	5,755	25,226	清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校 など (注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の経費不足し単独や補助事業を補充する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。
		国費	26,271		
	地方単独 52,758	地方費	0	0	
公債費 129,512		地方費	0	0	
公営企業繰出金 25,397		企業債の元利償還に係るもの	16,247	9,150	上下水道、病院（高度医療等）等
		上記以外	0		
その他 25,401		地方費	0	0	

【参考】 予算面から見た国の関与の状況

- 広島県の歳出総額 9,982 億円（H27 年度当初予算）に対し、国庫支出金や県債を充当した経費などを除く一般財源ベースでは 7,501 億円
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約 9 割（87%）を占めている状況
- こうした現状にあつては、地方が自主的・主体的に取り組むことが困難であり、それぞれの地域が強みを活かす、多様な日本社会の実現のためには、創意工夫しながら自らの発想で特色のある独自の施策を講じるための権限・財源を移譲することが不可欠



【地方分権型国家の実現に向けた広島県の提言 ①】

人口減少問題克服・地方創生の実現のため、地方自らが、魅力ある地域づくりを目指して、自らの地域が直面している課題を明らかにし、自らがその対策を考え、自らが取り組むことを可能とすること。

2 課題解決に向けた方向性

(1) 真の地方創生の実現に向けた「新たな成長モデルの構築」

- 東京一極集中を是正しなければ、国の活力と競争力の維持が困難であり、「多様性」を我が国の持続的発展に繋げる新たな成長モデルの構築が不可欠
- 新たな成長モデルとして、首都圏に集中している多様な人材を地方へ分散した上で、一定の経済規模と行財政規模を有し、自立した行政の権限を備えた広域自治体が、自らの発想と創意工夫により、魅力ある地域づくりに向けた施策を展開することにより、新たな付加価値と雇用が創出され、大規模災害時の経済活動停止などのリスクも分散
- 全国各地で国際社会を視野に入れた地域運営がなされ、多様性と活力を有する地域が創出されることにより、国としての多様性が生み出される中で、更なる活力と競争力が創出

(2) 真の地方創生の実現に向けた「国と地方の役割分担の抜本的な見直し」

- 国が最低限担うべき役割以外の役割は地方へ大幅に移譲することにより、国は、外交、防衛、マクロ経済、大規模災害対応など、本来取り組むべき課題への集中的な対応を可能とし、大規模災害時の国家機能不全などのリスクも分散
- 自立した行政の権限を備えた地方は、自らの発想と創意工夫により、魅力ある地域づくりに効果的に取り組むことが可能に

(3) 真の地方創生の実現に向けた「国と地方の財政支出の適正化」

- 国の権限・財源を地方へ大幅に移譲することにより、国の予算を管理可能な規模に適正化
- 行政機関の整理合理化や、住民に身近な行政は地方が担うことによる住民のチェック機能の発揮により、財政支出が適正化

3 広島県が目指す「地方分権型道州制」の理念と目的

(1) 理念

国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「新しい国のかたち」をつくる。

(2) 目的

活力と競争力がみなぎる持続可能な社会を実現する。

- ・ 地方の活力を創出し、その集合体である国全体の活力と競争力を生み出す「地方分権型道州制」の実現
- ・ 国・地方を通じた財政支出の適正化により持続可能な財政構造の確立に寄与する「地方分権型道州制」の実現

4 「地方分権型道州制」により目指す姿

国の機能を10程度の広域自治体に大幅に移譲することにより、国においては、外交、マクロ経済、大規模災害対策など、本来取り組むべき課題に集中的に取り組み、地方においては、各地域の強みを活かした地域づくりを行う。

その結果、全国各地で多様性と活力を有する地域が創出されることにより、国としての多様性が創出され、国全体の活力と競争力が創出されるといった好循環が生まれることなどを通じて、次の姿が実現していることを目指す。

➤ 地域自らの創意と工夫と責任で地域の特性に応じた地域づくりが行われています

地域自らの発想により、創意工夫の下で、地域の特性や住民ニーズに応じた特色のある地域づくりが行われ、その一方で、住民によるチェック機能が発揮され、財政支出の適正化が図られています。

➤ 各地域においてグローバル化や産業と人材の育成・集積が進んでいます

欧州の中小国に相当する経済規模を持った各道州がグローバル化を進め、国際社会と地域経済が直結する中から、国際競争力のある産業とグローバル人材、高度専門人材の育成・集積が進んでいます。

➤ 持続可能な地域社会が実現しています

東京圏では、過度な集中の是正により、外部不経済の解消が図られ、地方においては、多様な人材の集積の下で、地域の活力が創出され、それぞれが持続可能な地域社会の実現が図られています。

➤ 大規模災害等のリスクへの対応が図られています

経済・産業（企業）活動の多極化や、地方の高速道路の整備や空港港湾の機能強化等により、大規模災害等のリスクの地域分散が図られています。

【地方分権型国家の実現に向けた広島県の提言 ②】

目指すべき地方分権型国家は、

- ・ 国と地方双方の政府機能を強化し、国民の期待に応えるもの
- ・ 地方の活力を創出し、その集合体である国全体の活力と競争力を生み出すものでなければならない。

地方分権型国家の実現により、地方が、

- ・ 自ら の地域の特性や住民ニーズに応じ
- ・ 自ら が定めた方針の下で
- ・ 自ら の財源を活用し
- ・ 自ら の責任において 魅力ある地域づくりに取り組むことを可能とすること。

Ⅲ 「地方分権型道州制」における国と地方の役割分担

真の地方創生の実現に向けて、地方が自主的かつ主体的に取り組むためには、「国が最低限担うべき役割以外の役割は住民に身近な地方が担うこと」、「多様性、独自性を発揮しうる自立した行政の権限を地方が有すること」という基本認識の下に、国と地方の役割分担を抜本的に見直す必要がある。

1 国と地方の役割分担の基本的考え方

- 行政としての責任を負うべきものがその役割を担うことを基本として、国と地方の役割分担を抜本的に見直し
 - ・ 国は最低限担うべき、国際社会における国家としての存立にかかわる役割や、全国的に統一して定めることが望ましい基準に関する役割などを担い、国が本来取り組むべき課題への集中的な対応を可能に
 - ・ 国が最低限担うべき役割以外の役割は住民に身近な地方が担い、地域の実情や住民ニーズを踏まえながら、地方自らの発想と創意工夫により、魅力ある地域づくりに向けた取組を可能に
- 多様性、独自性を発揮しうる自立した行政の権限は地方が有することが不可欠

【地方分権型国家の実現に向けた広島県の提言 ③】

国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、

- ・ 国においては、外交、防衛、マクロ経済、大規模災害など、国が本来取り組むべき課題への集中的な対応を可能とすること。
- ・ 地方においては、地域の実情や住民ニーズを踏まえながら、地方自らの発想と創意工夫により、魅力ある地域づくりに向けた取組を可能とすること。

2 国・道州・基礎自治体（市町村）の役割分担の見直し

(1) 国・道州・基礎自治体（市町村）の果たすべき役割の基本的な考え方

区 分	役割の基本的な考え方
国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国が本来的に担うべきものを基本に、国際社会における国家の存立にかかわる役割や、全国的に統一して定めることが望ましい基準に関する役割を担う ○ 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際社会における国家としての存立にかかわるもの（外交、防衛、海上保安など） ・ 全国的に統一して定めることが望ましい基準に関するもの（年金、医療・福祉（制度）、司法・法務、義務教育（制度）など） ・ 全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業（マクロ経済政策、大規模災害対策など） <p>などに関する事務を実施</p>
道州	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎自治体（市町村）が対応できない広域的な施策の実施や高度専門的な分野に特化するとともに、広域エリア全体の総合的な発展戦略を担う ○ 具体的には、警察、広域的な危機管理、医療政策などの広域的かつ高度専門的な事務や、地域産業政策、雇用政策、広域インフラなどの広域エリア全体の発展戦略に関する事務を実施
基礎自治体（市町村）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治による自己決定・自己責任の下で、自らのまちづくり・暮らしづくりを総合的に担う ○ 具体的には、都市計画、土地利用、地域内インフラなどのまちづくりに関する計画づくりやハード・ソフト事業、保健・福祉・教育など住民生活に密接な行政サービスを実施

【参考】事務の仕分け及び歳出額（財政需要）の試算の手法

〔事務の仕分け〕

- ・ 『広島県分権改革推進計画』（H16年度策定）をベースとして、一部の事務について別に整理
- ・ 外交、防衛、法務・司法など国が本来的に担う分野は、省・機関単位で国に存置
- ・ 実施を地方が担う事務については、企画についても原則地方が担うものとし、制度の大枠については道州が担う

〔歳出額（財政需要）の試算〕

- ・ 項目別の歳出は最終支出を担う階層に計上し、調整財源の措置は別途整理
- ・ 各項目の歳出額は統計上把握できる単位で仕分け計上

(2) 国・道州・基礎自治体(市町村)の役割分担の見直し(案)と歳出規模(財政需要)の試算

〔試算の前提〕

- ・ H23年度決算に基づき試算
- ・ 項目別の歳出は、原則として最終支出を担う階層に計上
- ・ 各項目の歳出額は統計上把握できる単位で仕分け計上
- ・ 歳出規模の平準化の観点から復興公債金(11.3兆円)に対応する歳出を控除

(単位:兆円)

区分	行政分野	現行の役割分担						合計
		国	歳出	都道府県	歳出	市町村	歳出	
国	1 議会	国会	0.2		-		-	0.2
	2 外交・防衛・安全	外交, 防衛, 警察, 大規模災害等	5.3		-		-	5.3
	3 国土・土地利用等	海上保安, 気象等	0.3		-		-	0.3
	4 交通・社会資本	航空管制	0.0		-		-	0.0
	5 経済・労働	財務(国家財政等), 金融(通貨・金利等), 通商・資源エネルギー政策, 税務(国税)	1.0		-		-	1.0
	6 福祉・保健・環境	年金, 医療・福祉(制度), 生活保護(制度・財政), 地球温暖化(制度)	10.5		-		-	10.5
	7 教育・科学・文化	義務教育(制度), 高等教育(大学相当), 科学技術, 国宝・重文指定	1.8		-		-	1.8
	8 その他	司法・法務, 皇室等	1.0		-		-	1.0
	計		20.1		-		-	20.1
道州	1 議会	国から道州へ移譲	-	議会	0.1		-	0.1
	2 外交・防衛・安全	防災(広域)	0.1	警察, 防災・危機管理	4.1		-	4.3
	3 国土・土地利用等	国土(農地・森林保全, 治山等), 農林水産振興(広域)	3.0	国土(農地・森林保全, 治山等), 農林水産振興	1.4		-	4.3
	4 交通・社会資本	道路(広域)・橋梁, 河川(1級(指定区間外)), 港湾(指定等), 空港(国), 交通, 情報通信	7.3	道路・橋梁, 河川(1級(指定区間)等), 海岸, 港湾(管理), 空港(地方)	7.8		-	15.1
	5 経済・労働	産業政策, 労働(基準, 職業安定等), 観光, 商工業等	2.8	税務, 労働(職能開発等), 観光, 商工業(企業立地等)	5.1		-	7.9
	6 福祉・保健・環境	保健衛生(薬物製造取締等), 医療・福祉(保険財政, 病院(国立), 広域法人指導等), 環境(地球温暖化, 国立公園管理等)	10.7	保健衛生(薬物取締等), 医療(地域医療体制, 病院, 医療機関指導等), 環境(産廃, 公害防止(大気・水質等))	0.2		-	10.9
	7 教育・科学・文化	高校, 高等教育(大学相当), 科学技術	1.5	義務教育(学級編成, 任免等), 高校, 高等教育(大学相当), 文化・交流	10.8		-	12.3
	8 その他		-		-		-	-
	計		25.4		29.4		-	54.8
基礎自治体(市町村)	1 議会		-	都道府県から基礎自治体(市町村)へ移譲		議会	0.5	0.5
	2 外交・防衛・安全		-	消防	0.2	消防, 救急	2.5	2.7
	3 国土・土地利用等		-	国土(農地・森林保全, 治山等), 農林水産振興	0.5	国土(農地・森林保全, 治山等), 農林水産振興	0.8	1.3
	4 交通・社会資本		-	道路・河川(地域完結), 都市公園, 住宅等	1.5	道路, 都市計画, 都市公園, 住宅等	10.2	11.7
	5 経済・労働		-		-	税務(市町村), 商工業(商店街振興等)	7.3	7.3
	6 福祉・保健・環境		-	福祉(法人・施設指導等), 生活保護(実施), 保健所等, 環境(公害防止等)	4.4	福祉(児童, 高齢者等), 生活保護(実施), 保健衛生(水道等), 医療(実施), 環境(一般廃棄)	21.4	25.8
	7 教育・科学・文化		-		-	義務教育(学校運営), 高校, 文化・社会教育等	5.2	5.2
	8 その他		-		-		-	-
	計		-		6.6		47.9	54.4
合計		45.6		36.0		47.9	129.4	

注1) 『地域主権型道州制 国民への報告書(PHP総合研究所編)』を参照して広島県が作成(端数処理の関係で積み上げ数値と合計等が異なる場合がある)

注2) 「現行の役割分担」における歳出額は、統計ベースで把握できる純計として試算
 国(45.6兆円):H23年度一般会計歳出決算(100.7兆円)から赤字国債費(15.8兆円), 地方交付税交付金等(19.5兆円), 都道府県・市町村への支出金(15.1兆円), 復興公債金に対応する額(4.8兆円)を控除
 都道府県(36.0兆円):H23年度歳出決算(51.0兆円)から臨時財政対策債費(0.8兆円), 地方消費税交付金等(2.6兆円), 国・市町村への支出金(4.1兆円), 積立金(2.9兆円), 復興公債金に対応する額(4.5兆円)を控除
 市町村(47.9兆円):H23年度歳出決算(52.9兆円)から臨時財政対策債費(0.8兆円), 市町村たばこ税都道府県交付金等(0.2兆円), 国・都道府県への支出金(0.4兆円), 積立金(1.7兆円), 復興公債金に対応する額(1.9兆円)を控除

注3) 「新たな役割分担」における歳出額の試算に当たっては、国や都道府県からの移譲資産に係る建設国債等(赤字国債を除く)の償還費はそれぞれ移譲先に計上

3 国から道州への事務・権限の移譲による効果と課題

(1) 国から道州への事務・権限の移譲により期待される効果（イメージ）

国が最低限担うべき役割以外の役割を道州へ移譲することにより、道州では、地域の実情や住民ニーズを踏まえながら、地方自らの発想と創意工夫により、魅力ある地域づくりに向けた取組を進めていくことが可能

【期待される効果】

- ① 現在は、関係省庁がそれぞれ「産業政策」、「農林水産業振興」、「労働」に係る制度設計などを実施
⇒ 道州が、地域の『発展戦略』との連動を図りつつ、地域の実情や課題を総合的に勘案した「地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備」を一元的に実施
 - ・ 地域の実情を踏まえた成長戦略の企画 など
- ⇒ 道州が、地域の『発展戦略』との連動を図りつつ、地域の資源の特色や強みを生かした「地域を支える個別産業分野の戦略推進」を一元的に実施
 - ・ 地域の強みを有する特定産業分野に重点化した振興施策と雇用労働施策が連携した経済対策の実施
 - ・ 地域資源を活用した農商工連携による6次産業化の推進 など
- ⇒ 道州が、国際社会と直結する中から、欧州の中小国に相当する経済規模を背景に「地域における国際競争力の強化」の取組を実施
 - ・ 特定産業分野の振興に資する道路、港湾などの交通インフラの整備（例：本社機能の移転を受けた産業の輸送コスト低減のための港湾改良、アクセス道整備及び航路開設に向けたポートセールスなどの一元的な実施など）
 - ・ 地域の強みを有する特定産業分野の振興に資する規制緩和（例：本社機能の移転を受けた産業の雇用・労働規制、土地利用規制の緩和など）
 - ・ グローバル人材の育成・集積支援 など
- ② 現在は、都道府県がそれぞれ市町村と連携しながら「観光」振興を行い、国は地方の取組などを支援
⇒ 多様な観光資源を組み合わせた観光振興施策を広域的に実施
 - ・ 国内外へ訴求力のある長期滞在型の観光ルートの開発や、地域の強みを生かしたブランド戦略、プロモーション戦略
 - ・ 広域的な観光振興を支える高速道路、港湾などの交通インフラの整備 など
- ③ 国が「社会保障（医療・介護・福祉）」に係る制度設計などを全般的に担い、地方が一律に実施
⇒ 一例として、道州が、地域の実情や課題を踏まえて、「妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援」や「子ども・子育て支援の充実」を優先順位付けを行いながら実施
 - ・ 子育て支援関連施策への特化 など
- ④ 国が、高速道路を含む「道路（広域）」、「港湾（指定等）」、「空港（国）」の整備などを実施・支援
⇒ 道州が、地域の実情や課題を踏まえて、「地方都市における経済・生活圏の形成」のための基盤整備や「大都市圏等における安心な暮らしの確保」のための基盤整備を優先順位付けを行いながら実施
 - ・ [再掲]特定産業分野の振興施策に不可欠な道路、港湾などの交通インフラの整備
 - ・ [再掲]広域的な観光振興を支える高速道路、港湾などの交通インフラの整備

(2) 国から道州への事務・権限の移譲に伴う事務調整の新たな仕組み（イメージ）

地方が自己完結的に事務を実施することとなるため、道州間の調整（道州間の財政調整制度の設定など）、連携（道州を跨るインフラ整備の進め方など）のための新たな仕組みが必要であり、そのイメージは次のとおり

① 全州会の設置

構 成 員	全ての道州の首長
調 整 内 容	全ての道州間の連携・調整，国や基礎自治体（市町村）との連携・調整に関すること など（道州間の財政調整制度の設定 など）
留 意 点	・ 合意形成（代表者の権限の強化，全州会議会の設置，第三者機関による拘束力のある勧告等の実施などを検討） ・ 調整財源（共同財源の確保などを検討） など

② 関係者による協議会の設置

構 成 員	関係道州の首長
調 整 内 容	一部の道州間の連携・調整に関すること など （道州を跨る高速道路整備の進め方 など）
留 意 点	・ 合意形成（現行の紛争処理制度の活用などを想定） など

4 都道府県から基礎自治体（市町村）への事務・権限の移譲による効果と課題

住民生活に密着した事務は，原則として，都道府県から基礎自治体（市町村）へ移譲することにより，住民自治による自己決定・自己責任の下で，自らのまちづくり・暮らしづくりを総合的に進めていくことが可能

(1) 都道府県から基礎自治体（市町村）への事務・権限の移譲により期待される効果（イメージ）

これまで、『広島県分権改革推進計画』（H16年度策定）に基づき，県から市町への事務・権限の移譲を推進してきたことにより，次のような成果が発現しており，「地方分権型道州制」への移行に伴う都道府県から基礎自治体（市町村）への新たな事務・権限の移譲により，同様の効果が期待

【期待される効果】

① 市町の固有の事務と県からの移譲事務を合わせて実施することによる利便性の向上 ⇒ （これまでの成果） 旅券の申請受付・交付の事務の移譲に伴い，市町の窓口で添付書類である戸籍抄本の取得のほか，旅券の申請・受取ができるようになったことから，手続きがワンストップ化し，住民の利便性，迅速性が向上 ⇒ （新たな事務・権限の移譲により期待される効果） 市町の保健所設置により，既に市町が担っている保健サービス業務・手続きと，保健所業務とがワンストップ化し，住民の利便性，迅速性が向上
② 市町の関係部署の円滑，緊密な情報共有や連携による総合的で一貫したサービスの実施 ⇒ （これまでの成果） 町の福祉事務所の設置により，住民の抱える課題の複合的要因について，総合的な対応が可能となるとともに，ライフサイクルを通じた中長期的な対応が可能

- ⇒ (新たな事務・権限の移譲により期待される効果) 市町の保健所設置により、既に市町が担っている福祉業務と、保健・医療・福祉の施策の一元的・総合的な展開が可能
- ③ 市町の実情に応じた判断・ルール作りによる地域全体の暮らしやすさ・満足度の向上
- ⇒ (これまでの成果) 屋外広告物の規制に関して、地域の地理に詳しい市町が屋外広告物の把握を細やかに行えるようになることにより、未届け物件の早期発見や迅速な指導が可能となり、良好な景観を維持
- ⇒ (新たな事務・権限の移譲により期待される効果) 地域完結の道路・河川などのインフラ整備について、地域の実情や課題を踏まえて優先順位付けを行いながら実施することが可能
- ④ 地域の状況把握やリスク管理による地域の安全安心の向上
- ⇒ (これまでの成果) 市町が従来から担っている消防法上の危険物施設と移譲を受けた火薬類、高圧ガス設備をともに有する事業所に対して一体的指導が可能となったほか、管内の高圧ガス施設や火薬類の存在を日頃から把握しておくことにより、災害時などに迅速な対応が可能
- ⇒ (新たな事務・権限の移譲により期待される効果) 公害規制に関して、対象事業所や業務設備内容・安全管理体制などを市町が把握することにより、リスク把握や事案発生に備えた初動対応の想定が可能

(2) 都道府県から基礎自治体(市町村)への事務・権限の移譲に伴う連携・補完の仕組み

都道府県から基礎自治体(市町村)へ移譲する事務・権限で、基礎自治体(市町村)単独での処理が困難なものがある場合、基本的には、基礎自治体(市町村)間の広域連携、道州による補完などの仕組みにより対応することを想定しており、そのイメージは次のとおり

(出典:『地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会報告書(平成22年1月 総務省)』一部抜粋)

【地方自治法上の広域連携の仕組み】

一部事務組合	概要	2以上の地方公共団体が、協議により規約を定め、その事務の一部を共同処理する地方公共団体の組合(独立の法人格を持つ特別地方公共団体として設立)
	特徴	・ 固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確
	活用例	ごみ処理, し尿処理, 消防・救急, 火葬場 など
広域連合	概要	2以上の地方公共団体が、協議により規約を定め、その事務の一部を共同処理する地方公共団体の組合(独立の法人格を持つ特別地方公共団体として設立)
	特徴	・ 国, 都道府県から直接権限移譲を受けることが可能な点, 規約の変更を要請することが可能な点が, 一部事務組合と異なる
	活用例	後期高齢者医療, 介護保険, 障害者福祉, ごみ処理 など
協議会 (管理執行協議会)	概要	事務の一部を共同して管理執行
	特徴	・ 法人の設立を要しない ・ 各構成団体の長等の名において事務を管理執行
	活用例	宝くじの発行事務, 農業用水管理, 視聴覚教室, 教科用図書採択 など

機 関 等 の 共 同 設 置 (職員共同設置を含む)	概 要	地方公共団体の機関等を地方公共団体の協議により規約を定めて、共同して設置
	特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の設立を要しない ・ 各団体の共通の機関等としての性格を有し、管理執行の効果は、それぞれの団体に帰属 ・ 権限の移動を伴わない
	活 用 例	介護認定審査会、公平委員会、障害程度区分認定審査会 など
事 務 の 委 託	概 要	地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を、他の地方公共団体に委ねるもの
	特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の設立を要しない ・ 管理執行する権限が受託側に移り、委託側は権限を失う ・ 権限が受託側に一元化されるため責任の所在が明確
	活 用 例	公平委員会、住民票の相互交付、公営競技（場外発売）、消防・救急、ごみ処理 など
事 務 の 代 替 執 行	概 要	地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を、当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に行わせるもの
	特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の設立を要しない ・ 法令上の責任は事務を任せられた地方公共団体に帰属し、管理執行する権限の異動も伴わない
	備 考	地方自治法改正によりH26.11.1 施行
連 携 協 約	概 要	地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度
	特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決を経ているため、安定的・継続的な連携が可能
	備 考	地方自治法改正によりH26.11.1 施行

【新たな広域連携の仕組み】

連 携 中 枢 都 市 圏 (連携協約の締結)	概 要	人口 20 万人以上の地方の中核的な都市（60 都市程度）が、周辺市町村と連携協約を結び、連携して地域全体の成長戦略の検討・実施を図る
	特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」のための広域連携スキームとして活用が想定される
	活 用 例	地域全体の成長戦略の検討・実施
定 住 自 立 圏 (協定の締結)	概 要	人口 5 万人以上の中心都市（対象約 250 都市）と周辺市町村が協定を結び、生活機能、ネットワーク、マネジメント能力の強化を図る
	特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興のための広域連携スキームとして活用が想定される

	活 用 例	医療，公共交通，産業振興，人材育成，福祉，文化芸術 など
都 道 府 県 に よ る 補 完	概 要	小規模な市町村などで処理が困難な事務が生じた場合において，連携中枢都市圏や定住自立圏の中心市から相当距離がある等の理由から，市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには，当該市町村を包括する都道府県が，事務の一部を市町村に代わって処理する役割を担うもの

【地方分権型国家の実現に向けた広島県の提言 ④】

地方自治体においても，自己完結的にその役割を果たすことが不可欠であり，権限を強化した首長会議など，自らの責任において，団体間で生ずる課題などの解決を図る仕組みを構築すること。

個々の基礎自治体（市町村）単独での処理が困難な事務がある場合，基礎自治体（市町村）間の広域連携，広域自治体による補完などにより対応

5 ナショナル・ミニマムの取扱い

(1) ナショナル・ミニマムの領域

ナショナル・ミニマム^{*}の領域について、この度の検討においては、次のとおり設定

- ・ 年金
- ・ 生活保護
- ・ 社会福祉（児童手当，障害者総合支援）
- ・ 医療保険（協会けんぽ，国民健康保険，後期高齢者）
- ・ 介護保険
- ・ 義務教育

^{*}憲法で保障されている「全ての者が国家から享受することができる最低限の国民生活の水準

(2) ナショナル・ミニマムに関する国と地方の役割分担

- 国は、これまで国が担ってきた年金全般及び制度の企画，運用基準の制定などを引き続き担う。
- 地方も、原則として、これまでその実施などに関して都道府県・市町村が担ってきた役割をそれぞれ道州・基礎自治体（市町村）が担う（単なる財源負担を除く）。
- 国における見直しの議論の方向性を踏まえ、これまで市町村が担ってきた「国民健康保険制度」「後期高齢者医療制度」の運営は道州が担うこととする。

(3) ナショナル・ミニマムに係る財源

「地方分権型道州制」への移行は、地方の自主性・自立性を高めることを前提としていることから、ナショナル・ミニマムの実施に係る財源についても、地方の固有財源として確保することとし、現行における国庫支出金相当額については、国から地方へ税源移譲することとする。

【参考】ナショナル・ミニマムの役割分担の見直し（案）と歳出規模（財政需要）の試算

（単位：兆円）

区分	ナショナル・ミニマムの領域	現行の役割分担				合計		
		国	歳出	都道府県	歳出		市町村	歳出
国	1 年金	全般	10.6	-	-	-	10.6	
	2 生活保護	[制度の企画，運用基準]	-	-	-	-	-	
	3 社会福祉	[制度の企画，運用基準]	-	-	-	-	-	
	4 医療保険	[制度の企画，運用基準]	-	-	-	-	-	
	5 介護保険	[制度の企画，運用基準]	-	-	-	-	-	
	6 義務教育	[制度の企画，運用基準]	-	-	-	-	-	
	計		10.6	-	-	-	10.6	
新たな役割分担	1 年金	国から道州へ移譲	-	-	-	市町村から道州へ移譲	-	
	2 生活保護		-	-	-		-	
	3 社会福祉		-	-	-		-	
	4 医療保険	財源負担(国民健康保険，後期高齢者医療)⇒税源移譲 協会けんぽの運営	8.6	財政負担(国民健康保険，後期高齢者医療)	1.6	[国民健康保険の運営，後期高齢者医療の運営]	-	10.2
	5 介護保険		-		-		-	
	6 義務教育	財源負担⇒税源移譲	1.5	学級編成，教職員定数・任命・給与	4.8		-	6.4
	計		10.1		6.4		-	16.6
基礎自治体(市町村)	1 年金	国から基礎自治体(市町村)へ移譲	-	都道府県から基礎自治体(市町村)へ移譲	-		-	
	2 生活保護	財源負担⇒税源移譲	2.6	実施(市町村が福祉事務所未設置で都道府県が実施していたもの)	0.2	実施(市町村が福祉事務所未設置で都道府県が実施していたものを除く)	0.7	3.5
	3 社会福祉	財源負担⇒税源移譲	2.2	財源負担⇒税源移譲	0.8	実施	0.8	3.9
	4 医療保険		-		-	財政負担(後期高齢者医療)	1.0	1.0
	5 介護保険	財源負担⇒税源移譲	1.8	財源負担⇒税源移譲	1.2	実施	1.2	4.2
	6 義務教育	財源負担⇒税源移譲	0.2		-	学校運営	1.8	2.1
	計		7.0		2.2		5.5	14.7
合計		27.6		8.6		5.5	41.8	

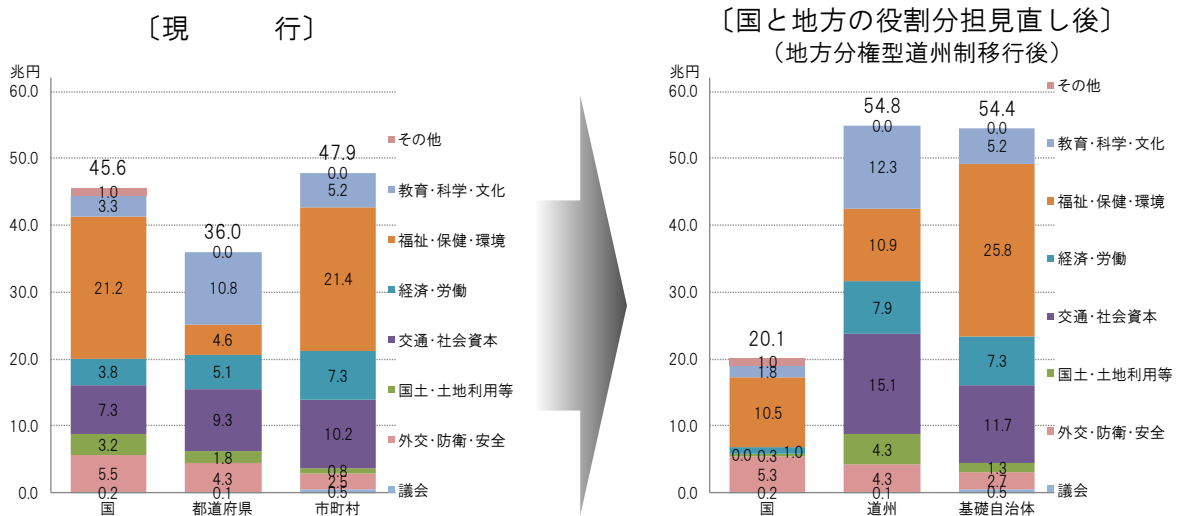
注) 「現行の役割分担」における歳出額は、統計ベースで把握できる純計として試算

IV 「地方分権型道州制」における税財政制度

1 国・道州・基礎自治体（市町村）の所要財源

(1) 役割分担の見直しに伴う国・道州・基礎自治体（市町村）の財政需要の変動

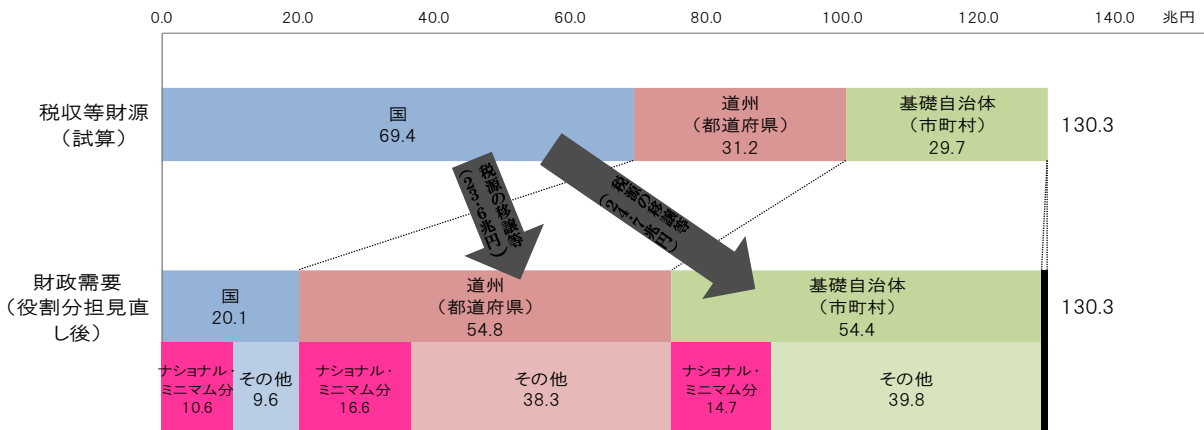
- H23年度決算による国と地方の歳出（財政需要）129.4兆円のうち、国は45.6兆円、都道府県は36.0兆円、市町村は47.9兆円
- 「地方分権型道州制」への移行に伴う役割分担の大幅な見直しにより、国の財政需要は大幅に減少（45.6兆円⇒20.1兆円）する一方、道州と基礎自治体（市町村）の財政需要は増加（都道府県⇒道州：36.0兆円⇒54.8兆円、市町村（基礎自治体）：47.9兆円⇒54.4兆円）



(2) 役割分担の見直し後の国・道州・基礎自治体（市町村）の収支ギャップ

- 国・道州・基礎自治体（市町村）の現行の税体系下における税収等財源※（試算値）と比較すると、国は+49.3兆円の財源超過（税収等財源：69.4兆円-財政需要：20.1兆円）である一方、道州は▲23.6兆円の財源不足（税収等財源：31.2兆円-財政需要：54.8兆円）、基礎自治体（市町村）は▲24.7兆円の財源不足（税収等財源：29.7兆円-財政需要：54.4兆円）という状況にあり、国から道州及び基礎自治体（市町村）に対し、それぞれ23.6兆円、24.7兆円の税源の移譲等（国施設の移管などに伴う地方債発行の増を含む）が必要

※ P16「国・道州・基礎自治体（市町村）の歳入規模（税収等財源）」の試算参照



(3) 国から道州、基礎自治体（市町村）への税収等財源移譲額（移譲税目など設定前の理論値）

- 国から道州及び基礎自治体（市町村）への事務・権限の移譲に伴い、国から道州及び基礎自治体（市町村）に対し、不足する税源の移譲等（国施設の移管などに伴う地方債発行の増を含む）が必要
- このため、現行における国の税収等財源 69.4 兆円について、
 - ・ 国は、国が用いる財源として 20.1 兆円を留保した上で、
（うち ナショナル・ミニマムに係る財源 10.6 兆円，その他 9.6 兆円）
 - ・ 道州に 23.6 兆円を移譲
（うち ナショナル・ミニマムに係る財源 10.6 兆円，その他 13.0 兆円）
 - ・ 基礎自治体（市町村）に 24.7 兆円を移譲することが必要
（うち ナショナル・ミニマムに係る財源 14.7 兆円，その他 10.0 兆円）

(単位:兆円)

区分		現行の税収等財源			合計 A1	移譲後の財政需要 C	収支ギャップ A1-C
		国	都道府県	市町村			
税 財 源 移 譲 後 の 税 収 等 財 源	国	ナショナル・ミニマム分	10.6	-	-	10.6	
		その他	9.6	-	-	9.6	
		計	20.1	-	-	20.1	20.1
	道 州	ナショナル・ミニマム分	10.6	6.0	-	16.6	
		その他	13.0	25.3	-	38.3	
		計	23.6	31.2	-	54.8	54.8
	基 礎 自 治 体 (市 町 村)	ナショナル・ミニマム分	14.7	-	-	14.7	
		その他	10.0	-	29.7	39.7	
		計	24.7	-	29.7	54.4	54.4
	長期債務の返済など		0.9	-	-	0.9	
合計 A2		69.4	31.2	29.7	130.3		
移譲後の財政需要 C		20.1	54.8	54.4	129.4		
収支ギャップ A2-C		+49.3	▲23.6	▲24.7	+0.9		

【参考】国・道州・基礎自治体（市町村）の歳入規模（税収等財源）～H23年度決算に基づく試算～

(単位:兆円)

区分		H23年度 実績 a	試算値 b	差引 b-a
国	1 租税及び印紙収入	42.8	53.5	10.6
	2 その他の経常的収入	7.6	7.6	0.0
	3 公債金(特例公債金を除く)	8.4	8.4	0.0
	計	58.8	69.4	10.6
道 州	1 租税収入	15.5	18.9	3.4
	2 その他の経常的収入	9.0	9.0	0.0
	3 地方債(臨時財政対策債を除く)	3.3	3.3	0.0
	計	27.8	31.2	3.4
自 治 体 基 礎	1 租税収入	20.8	20.8	0.0
	2 その他の経常的収入	6.2	6.2	0.0
	3 地方債(臨時財政対策債を除く)	2.7	2.7	0.0
	計	29.7	29.7	0.0
合 計	1 租税等収入	79.2	93.2	14.0
	2 その他の経常的収入	22.8	22.8	0.0
	3 公債金(赤字公債を除く)	14.3	14.3	0.0
	計	116.3	130.3	14.0

〔試算の前提〕

- ・ 国の歳入は、H23年度一般会計歳入決算のうち、租税等収入、その他の経常的収入（納付金、特会剰余金、その他）、公債金（特例公債金を除く）を対象
- ・ 都道府県・市町村の歳入は、租税収入、その他の経常的収入（使用料・手数料、繰入金、その他）、地方債（臨時財政対策債を除く）を対象
- ・ 国の『中期財政計画』において、2020年度までに国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すことなどを踏まえ、消費税率引き上げ（5%⇒10%）による増収を見込み算定

【地方分権型国家の実現に向けた広島県の提言 ⑤】

国・地方それぞれの役割に応じた固有財源を確保すること。
その上で、長期債務の返済などに向けた財政支出の適正化の取組が不可欠

2 税源移譲のあり方

(1) 財源に関する基本的な考え方

- ナショナル・ミニマム（年金，生活保護，社会福祉など）に関する財政需要に対しては，国・全ての道州・全ての基礎自治体（市町村）において，所要の財源を安定的に確保することが必要
- ナショナル・ミニマム以外の財政需要に対しては，地方分権型道州制の移行時には，道州間及び道州内の基礎自治体（市町村）間の収入格差を一定程度是正することが必要であるが，その後は，自らが，行政サービス水準を決定し，所要の財源も確保することを可能とすべき

(2) ナショナル・ミニマムに係る財源確保のための税源移譲の考え方と移譲税目

- ① ナショナル・ミニマムには，所要の財源を安定的に確保するため，「十分性」（財政需要を満たすのに十分な税収があること），「安定性」（年度間の変動が少なく安定した税収があること）の高い税源を配分

（単位：兆円）

税目	考え方	移譲方法	移譲前		移譲後		
			移譲元	H23税収	移譲先	移譲割合	移譲額
消費税	・「十分性」，「安定性」が一定程度高い ・社会保障の安定財源の確保等のための税源に位置付け	国の所要財源を留保した上で，残りの2分の1を道州，基礎自治体へそれぞれ移譲	国	20.8	国	50.8%	10.6
					道州	24.6%	5.1
					基礎自治体	24.6%	5.1
所得税	・「十分性」，「安定性」が一定程度高い	道州へ財源不足相当額を移譲し，残りを基礎自治体へ移譲	国	13.5	道州	40.7%	5.5
					基礎自治体	59.3%	8.0
法人税	・「十分性」が一定程度高い	基礎自治体へ財源不足相当額を移譲	国	9.4	基礎自治体	16.5%	1.5
計				43.6			35.8
国				43.6			10.6
道州(都道府県)				0.0			10.6
基礎自治体(市町村)				0.0			14.7

【参考】ナショナル・ミニマムに係る税源移譲検討に当たっての税の性質と性質別の比較(全国ベース)

区分	所得税 A	法人税 B	相続税 C	消費税 ^{※1} D	酒税 E	たばこ税 F	揮発油税 ^{※2} G	【参考】 加重平均値
① 十分性(実額)	13.50兆円	9.40兆円	1.50兆円	20.80兆円	1.40兆円	1.00兆円	2.60兆円	—
② 安定性(比率)	1.25	2.35	1.25	1.09	1.25	1.26	1.13	1.46
③ 普遍性(比率)	3.50	4.40	4.70	1.10	23.20	1.30	10.60	4.25
④ 伸張性(係数)	0.36	0.85	0.48	0.22	0.82	▲0.25	0.77	0.47

※1 消費税率が10%となった場合の国税の増収相当分(10.6兆円)を含む。

※2 H20年度までは社会資本整備特別会計(道路整備勘定)に，H21年度からは一般会計に計上されているが，経年比較するために各会計の合計値を用いている。

税の性質	性質を比較する上で用いた指標
① 十分性（財政需要を満たすのに十分な租税収入があること） ⇒ ナショナル・ミニマムに係る財源として適していると考えられる性質	H23年度歳入実績
② 安定性（税収が年度によって変動が少なく安定していること） ⇒ ナショナル・ミニマムに係る財源として適していると考えられる性質	レンジ H15年度～H24年度までの間の税収最大値／最小値 ^{※1}
③ 普遍性（特定の地域に偏っていないこと） ⇒ 財政調整を前提としない場合は，ナショナル・ミニマムに係る財源として適していると考えられる性質	遍在度 各地域ブロック ^{※2} ごとの一人当たり税収最大値／最小値
④ 伸張性（経済成長に見合った税収を得られるものであること） ⇒ 各団体の政策・努力と連動するという点で，ナショナル・ミニマム以外の上乗せ行政サービスに対する財源として適していると考えられる性質	名目GDPとの相関係数 税収はH15年度～H24年度実績値 ^{※1}

<p>⑤ 応益性・負担分任性（住民が受ける受益に応じた税収を得られるものであること） ⇒ 各団体の政策・努力と連動するという点で、ナショナル・ミニマム以外の上乗せ行政サービスに対する財源として適していると考えられる性質</p>	
---	--

※1 主な税制改正影響額を控除

※2 国土形成計画法に基づく広域地方計画区域を用いた。（北海道，首都圏〔茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県〕，近畿圏〔滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県〕，中部圏〔長野県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県〕，東北圏〔青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県〕，北陸圏〔富山県，石川県，福井県〕，中国圏〔鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県〕，四国圏〔徳島県，香川県，愛媛県，高知県〕，九州圏〔福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県〕，沖縄県

(3) ナショナル・ミニマム以外に係る財源確保のための税源移譲の考え方と移譲税目

② 財源確保に向けた道州や基礎自治体（市町村）のインセンティブを高めるなどのため、移譲する役割との関連性が高い税源を移譲

（単位：兆円）

税目	考え方	移譲方法	移譲前		移譲後		
			移譲元	H23税収	移譲先	移譲割合	移譲額
法人税	・道州へ移譲する産業政策の推進などによる増収効果を道州へ帰属	一部を道州へ移譲	国	9.4	道州	83.5%	7.8
法人住民税（法人税割）	・法人税増収効果を道州への帰属に併せて道州へ移譲	道州へ移譲	市町村	1.6	道州	100.0%	1.6
道府県民税（利子割・配当割）	・住民密着型サービスの推進などによる人口減少対策効果を基礎自治体へ帰属	基礎自治体へ移譲	都道府県	4.4	基礎自治体	100.0%	4.4
揮発油税	・道州へ移譲する道路（広域）を含め、主として道路整備などを担う道州へ帰属	道州へ移譲	国	2.6	道州	100.0%	2.6
石油ガス税	・道州へ移譲する道路（広域）を含め、主として道路整備などを担う道州へ帰属	道州へ移譲	国	0.01	道州	100.0%	0.01
航空機燃料税	・道州へ移譲する空港（国）を含め、主として空港整備などを担う道州へ帰属	道州へ移譲	国	0.05	道州	100.0%	0.05
計				18.1			16.5
国				12.1			0.0
道州（都道府県）				4.4			12.1
基礎自治体（市町村）				1.6			4.4

③ 徴税事務の簡素化・効率化のため、課税客体が同一（類似）のものについての課税主体の一元化

（単位：兆円）

税目	考え方	移譲方法	移譲前		移譲後		
			移譲元	H23税収	移譲先	移譲割合	移譲額
相続税	・固定資産税の例に倣い財産税を原則として基礎自治体へ帰属	基礎自治体へ移譲	国	1.5	基礎自治体	100.0%	1.5
自動車重量税	・固定資産税の例に倣い財産税を原則として基礎自治体へ帰属	基礎自治体へ移譲	国	0.4	基礎自治体	100.0%	0.4
自動車税	・固定資産税の例に倣い財産税を原則として基礎自治体へ帰属	基礎自治体へ移譲	都道府県	1.6	基礎自治体	100.0%	1.6
自動車取得税	・財産税の基礎自治体への帰属に併せて自動車関係税を基礎自治体へ一元化	基礎自治体へ移譲	都道府県	0.2	基礎自治体	100.0%	0.2
計				3.7			3.7
国				1.9			0.0
道州（都道府県）				1.8			0.0
基礎自治体（市町村）				0.0			3.7

④ その他、基礎自治体（市町村）の収支ギャップの解消

（単位：兆円）

税目	考え方	移譲方法	移譲前		移譲後		
			移譲元	H23税収	移譲先	移譲割合	移譲額
酒税	・収支ギャップの解消	基礎自治体へ移譲	国	1.4	基礎自治体	100.0%	1.4
たばこ税	・収支ギャップの解消	基礎自治体へ移譲	国	1.0	基礎自治体	100.0%	1.0
道府県たばこ税	・収支ギャップの解消	基礎自治体へ移譲	都道府県	0.3	基礎自治体	100.0%	0.3
計				2.7			2.7
国				2.4			0.0
道州（都道府県）				0.3			0.0
基礎自治体（市町村）				0.0			2.7

【地方分権型国家の実現に向けた広島県の提言 ⑥】

地方自らが、必要な行政サービスを提供できるよう、

- ・ ナショナル・ミニマムに関する所要の財源を安定的に確保すること
- ・ 財源確保に向けたインセンティブを高めること
- ・ 徴税事務の簡素化・効率化を図ること

などの考え方に基づいて、国から地方への大幅な税源移譲を行うこと。

【参考】税目ごとの税源移譲割合と移譲額（試算値）

（単位：兆円）

区分	H23 税収	税源移譲後											
		国				道州				基礎自治体(市町村)			
		ナショナル・ミニマム分		その他		ナショナル・ミニマム分		その他		ナショナル・ミニマム分		その他	
		移譲割合	移譲額	移譲割合	移譲額	移譲割合	移譲額	移譲割合	移譲額	移譲割合	移譲額	移譲割合	移譲額
国税	1 所得税	13.5				40.7%	5.5			59.3%	8.0		
	2 法人税	9.4						83.5%	7.8	16.5%	1.5		
	3 相続税	1.5										100.0%	1.5
	4 地価税	0.0			100.0%	0.0							
	5 自動車重量税	0.4										100.0%	0.4
	6 消費税	20.8	50.8%	10.6		24.6%	5.1			24.6%	5.1		
	7 酒税	1.4										100.0%	1.4
	8 たばこ税	1.0										100.0%	1.0
	9 揮発油税(地方譲与税を除く)	2.6						100.0%	2.6				
	10 石油ガス税	0.01						100.0%	0.01				
	11 航空機燃料税	0.05						100.0%	0.05				
	12 石油石炭税	0.5			100.0%	0.5							
	13 関税	0.9			100.0%	0.9							
	14 印紙収入	1.0			100.0%	1.0							
	15 とん税	0.01			100.0%	0.01							
	16 電源開発促進税	0.3			100.0%	0.3							
	17 旧税	0.0			100.0%	0.0							
計	53.4		10.6		2.8		10.6		10.5		14.7		4.3
道府県民税	1 道府県民税(個人・所得割)	0.1										100.0%	0.1
	2 道府県民税(個人・均等割)	4.3										100.0%	4.3
	3 道府県民税(法人・均等割)	0.1						100.0%	0.1				
	4 道府県民税(法人・法人税割)	0.6						100.0%	0.6				
	5 道府県民税(利子割)	0.1						100.0%	0.1				
	6 道府県民税(配当割)	0.1						100.0%	0.1				
	7 道府県民税(株式等譲渡所得割)	0.02						100.0%	0.02				
	8 事業税(個人)	0.2						100.0%	0.2				
	9 事業税(法人)	2.2						100.0%	2.2				
	10 固定資産税(特例)	0.003						100.0%	0.003				
道府県民税	11 自動車税	1.6										100.0%	1.6
	12 鉱区税	0.0						100.0%	0.0				
	13 地方消費税	6.0				100.0%	6.0						
	14 道府県たばこ税	0.3										100.0%	0.3
	15 軽油引取税	0.9						100.0%	0.9				
	16 ゴルフ場利用税	0.1						100.0%	0.1				
	17 不動産取得税	0.3										100.0%	0.3
	18 自動車取得税	0.2										100.0%	0.2
	19 法定外普通税	0.02						100.0%	0.02				
	20 目的税	0.01						100.0%	0.01				
	21 旧法による税	0.0						100.0%	0.0				
	22 地方法人特別譲与税	1.5						100.0%	1.5				
	23 その他の地方譲与税	0.2						100.0%	0.2				
計	18.9		-		-		6.0		6.1		-		6.8
市町村民税	1 市町村民税(個人・均等割)	0.2										100.0%	0.2
	2 市町村民税(個人・所得割)	6.5										100.0%	6.5
	3 市町村民税(法人・均等割)	0.4						100.0%	0.4				
	4 市町村民税(法人・法人税割)	1.6						75.5%	1.2			24.5%	0.4
	5 鉱産税	0.002										100.0%	0.002
	6 固定資産税	9.0										100.0%	9.0
	7 軽自動車税	0.2										100.0%	0.2
	8 特別土地保有税	0.001										100.0%	0.001
	9 市町村たばこ税	0.9										100.0%	0.9
	10 法定外普通税	0.001										100.0%	0.001
	11 目的税	1.6										100.0%	1.6
	12 旧法による税	0.0										100.0%	0.0
	13 地方譲与税	0.5										100.0%	0.5
計	20.8		-		-		-		1.6		-		19.2
合計	93.2		10.6		2.8		16.6		18.3		14.7		30.4

3 公債金収入（建設国債）・地方債収入（道府県債）の異動

(1) 国債の取扱いに関する基本的な考え方

国債については、建設国債と特例国債（いわゆる赤字国債）にそれぞれ分けて考えることが必要

【建設国債】

- 地方分権型道州制への移行に伴い、国の資産の一部（国管理の道路、空港など）を道州へ移管することから、国からの移管資産に係る債務（建設公債の償還）、新たな公債発行については、道州が担うことを基本とする（この度の検討では建設国債に係る公債費（債務償還額）全てが道州に移管されたものとして国・道州の財政需要を試算）
- 都道府県から基礎自治体（市町村）への移管資産（都道府県管理の道路、河川など）に係る債務、新たな公債発行についても、同様に基礎自治体（市町村）が担うことを基本とする（この度の検討では道府県債に係る公債費（債務償還額）の一部（移管資産に係るもの）が基礎自治体（市町村）に移管されたものとして試算）

【特例国債（いわゆる赤字国債）】

- 特例国債は、発行経緯（国の財政運営上の理由）を踏まえ、引き続き、国が担うことを基本とする
- なお、道州に移譲される役割にも関連することから、債務を道州と分担することも選択肢の一つとして検討

(2) 公債金収入（建設国債）・地方債収入（道府県債）の異動

国から道州への移管資産に係る公債金（建設国債）、都道府県から基礎自治体（市町村）への移管資産に係る地方債（道府県債）は、それぞれ道州、基礎自治体（市町村）が発行・収入することとし、国から道州への公債金収入（建設公債）移動額、都道府県から基礎自治体（市町村）への地方債収入（道府県債）移動額は次のとおり

(単位:兆円)

区分	現行			計
	国	都道府県	市町村	
移行道州後制	国	-	-	-
	道州	国から道州へ 8.4	2.8	-
	基礎自治体(市町村)	-	都道府県から基礎自治体へ 0.5	2.7
計	8.4	3.3	2.7	14.3

4 税収等財源移譲後の財政状況

(1) 国から道州、基礎自治体（市町村）への税収等財源移譲額（移譲税目など設定後の試算値）

- これまでの「2 税源移譲」、「3 公債金収入・地方債収入の異動」に伴い、改めて税収等財源移譲額を試算した結果、
 - ・ 国は、国が用いる財源として 20.6 兆円を留保した上で、道州へ 29.8 兆円、基礎自治体（市町村）へ 19.0 兆円を移譲
 - ・ 道州は、国から 29.8 兆円、市町村から 1.6 兆円の移譲を受ける一方、基礎自治体（市町村）へ 7.3 兆円を移譲
 - ・ 基礎自治体（市町村）は、国から 19.0 兆円、都道府県から 7.3 兆円の移譲を受ける一方、道州へ 1.6 兆円を移譲
- その結果、国は+0.5 兆円の財源超過、道州も+0.5 兆円の財源超過、基礎自治体（市町村）は±0.0 兆円という状況

(単位:兆円)

区分		現行の税收等財源			合計 A1	移譲後の財政需要 C	収支ギャップ A1-C
		国	都道府県	市町村			
税財源移譲後の 税收等財源	国	ナショナル・ ミニマム分	10.6	-	-	10.6	
		その他	10.0	-	-	10.0	
		計	20.6	-	-	20.6	20.1
	道州	ナショナル・ ミニマム分	国から道州へ移譲 10.6	6.0	市町村から道州へ 移譲	16.6	
		その他	19.2	17.9	1.6	38.8	
		計	29.8	23.9	1.6	55.3	54.8
	(基礎自治体 市町村)	ナショナル・ ミニマム分	国から基礎自治体 へ移譲 14.7	都道府県から基礎 自治体へ移譲 -	-	14.7	
		その他	4.3	7.3	28.1	39.8	
		計	19.0	7.3	28.1	54.4	54.4
	長期債務の返済など		0.0	-	-	0.0	
合計 A2		69.4	31.2	29.7	130.3	129.4	+0.9
移譲後の財政需要 C		20.1	54.8	54.4	129.4		
収支ギャップ A2-C		+49.3	▲23.6	▲24.7	+0.9		

(2) 国からの税收等財源移譲後の各道州の財政状況(道州ベース)

国などからの税收等財源移譲後の各道州^{※1}の財政状況(ナショナル・ミニマム以外^{※2}、道州ベース^{※3})をみると、

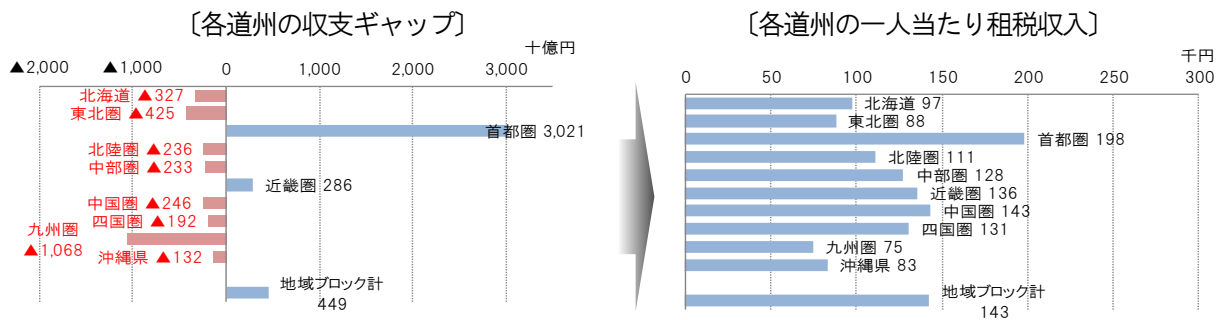
- ・ 収支ギャップについて、企業の本社機能などが集中する首都圏が+3.0兆円の財源超過、近畿圏が+0.3兆円の財源超過であるのに対し、九州圏が▲1.1兆円の財源不足となるなど、各道州間で大幅な格差が生じていること
- ・ 一人当たり租税収入について、首都圏が19.8万円、中国圏が14.3万円であるのに対し、沖縄県が8.3万円となるなど、同様に、各道州間で大幅な格差が生じていること

などから、地方分権型道州制の移行時には、各道州の税收格差を一定程度是正するための財政調整の仕組みが必要

※1 国土形成計画法に基づく広域地方計画区域を道州と仮定

※2 ナショナル・ミニマムの財政需要と税收等財源は一致させることとしていることから、収入・支出双方から除いて算定

※3 新たな広域自治体としての道州の収入支出を用いて算定



〔試算の前提〕

- ・ 地域ブロックごとの数値は、都道府県別の数値を国土形成計画法に基づく広域地方計画区域で合算(北海道、首都圏〔茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県〕、近畿圏〔滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県〕、中部圏〔長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県〕、東北圏〔青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県〕、北陸圏〔富山県、石川県、福井県〕、中国圏〔鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県〕、四国圏〔徳島県、香川県、愛媛県、高知県〕、九州圏〔福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕、沖縄県)
- ・ 国から道州への移譲税目に係る租税収入は、税目別の都道府県別徴収額に、徴収額合計と決算額合計とのかい離率を乗じて算定(都道府県別徴収額が不明の税目は、歳入決算額を都道府県別人口比で按分)
- ・ 都道府県から基礎自治体(市町村)への移譲税目に係る租税収入は、各都道府県の歳入決算額を市町村別人口比で按分
- ・ 国から道州への移譲事務に係る歳出は、国の歳出決算額を都道府県別人口比で按分
- ・ 都道府県から基礎自治体(市町村)への移譲事務に係る歳出は、都道府県の歳出決算額を市町村別人口比で按分

(3) 国からの税収等財源移譲後の各道州の財政状況（基礎自治体（市町村）ベース）

国などからの税収等財源移譲後の各道州^{※1}の財政状況（ナショナル・ミニマム以外^{※2}。基礎自治体（市町村）ベース^{※4}）をみると、

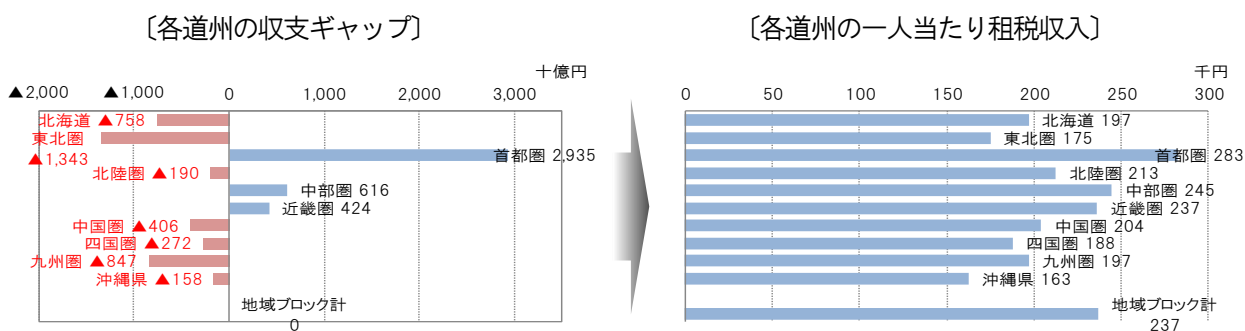
- ・ 収支ギャップについて、企業の本社機能などが集中する首都圏が+2.9兆円の財源超過、中部圏が+0.6兆円の財源超過などであるのに対し、東北圏が▲1.3兆円の財源不足となるなど、道州間で大幅な格差が生じていること
- ・ 一人当たり租税収入について、企業の本社機能などが集中する首都圏が28.3万円、中部圏が24.5万円、近畿圏が23.7万円であるのに対し、沖縄県が16.3万円となるなど、同様に、道州間で大幅な格差が生じていること

などから、各基礎自治体（市町村）の税収格差も一定程度是正するための財政調整の仕組みが必要

※1 国土形成計画法に基づく広域地方計画区域を道州と仮定

※2 ナショナル・ミニマムの財政需要と税収等財源は一致させることとしていることから、収入・支出双方から除いて算定

※4 基礎自治体（市町村）の収入支出を各道州で合計した数値を用いて算定



【地方分権型国家の実現に向けた広島県の提言 ⑦】

地方自らが自立した行政の権限を有する観点から、ナショナル・ミニマムに係る所要の財源の安定的な確保や、税収格差を一定程度是正するための財政調整は、地方自らが行うこと。

5 財政調整制度のあり方

(1) 財政調整の手法

- 財政調整制度について、調整制度が存在しないアメリカを除く主要国の例をみると、調整財源の拠出方法の面からは、
 - ・ A 垂直的調整（国から地方自治体に対して一定の方式によって計画的に財政調整する仕組み）
 - ・ B 水平的調整（地方自治体自らが調整財源を拠出し、地方自治体間で財政調整する仕組み）に分類され、さらに、
 - ・ B1 拠出財源型（地方自治体が調整財源を拠出し、地方自治体間で調整する仕組み）
 - ・ B2 共同財源型（地方税の一部を地方の共通課題のための共同財源とし、地方自治体間で調整する仕組み）に分類
- 財政調整を行う対象の面からは、
 - ・ C 人口按分型（単純に人口按分で各自治体の交付額が決定される仕組み）
 - ・ D 歳入均等化型（歳入面の格差に着目して調整する仕組み）
 - ・ E 需要考慮型（歳入面に加え需要面の格差をも考慮する仕組み）に分類され、さらに、
 - ・ E1 2段階調整方式（歳入面、需要面の格差をそれぞれ2段階で均等化させる仕組み）
 - ・ E2 歳入歳出差額補填方式（歳入と歳出の差額を調整する仕組み）に分類

(2) 財政調整に関する基本的な考え方

- 調整財源の拠出方法については、自立した行政の権限を備えた地方が、自らの発想と創意工夫により、魅力ある地域づくりに向けた取組を可能とするとの考え方に基づき、国の財源は地方へ移譲した上で、「B 水平的調整」を行うこととする。
（「B1 拠出財源型」・「B2 共同財源型」の検討については、地方自治体間で財政調整する点で同じ仕組みのため、この度の検討事項から除く。）
 - 財政調整を行う対象については、
 - ・ ナショナル・ミニマムについては、財政需要に見合った所要の財源を安定的に確保すること
 - ・ それ以外については、地方分権型道州制の移行時には、税収格差を一定程度是正することとし、その後は、自らが、行政サービス水準を決定し、所要の財源も確保することを可能とすべきこと
- という考え方に適した調整を行うことが必要

【参考】主な財政調整手法の主要国の導入事例

(出典：『地方財政システムの国際比較』(2002年・財務省財務総合政策研究所) などから)

区分		調整財源の拠出方法	
		A 垂直的調整	B 水平的調整
交付金の配分方法	C 人口按分型	<ul style="list-style-type: none"> ・イギリス（事業用レイト） 国が、事業用の資産に対する固定資産課税（事業用レイト）を全国一律の税率で徴収し、各自治体に人口按分で分配 ・スウェーデン（一般国庫交付金） 国が、一人当たり同額を交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ（付加価値税の一部） 共有税である付加価値税総額から下の（財政力基準）の配分残額を人口比によって各州に配分（人口按分）
	D 歳入均等化型	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ（不足額補充交付金） 国が、右の調整交付金の交付後においても一人当たり税収（補正後）が全国平均値に満たない州に対し、不足額の90%を交付 ・カナダ（医療社会福祉交付金） 交付税要素としては、連邦個人所得税の基礎連邦所得税額の13.5%、連邦法人所得税の課税所得の1%相当額を国税から州税に移転し、交付金要素としては、交付税要素と交付金要素を合わせた住民一人あたりの交付額が同額となるよう国が各州に現金を分配 ・カナダ（平衡交付金） 国が、各州（準州を除く）の一人当たりの歳入見込額が基準5州（ケベック州、オンタリオ州、マニトバ州、サスカチュワン州、ブリティッシュ・コロンビア州）の平均値に満たない州に対し、その不足額を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ（付加価値税の一部） 共有税である付加価値税総額の25%までを限度とし、一人当たり税収が全国平均の92%を下回る州に対し、その水準まで優先的に配分（財政力基準） ・ドイツ（調整交付金） 付加価値税分配後の一人当たり税収が、全国平均の95%を下回る州に対し、全国平均を超過する州から調整交付金を支給
	E 需要考慮型	<ul style="list-style-type: none"> E1 2段階調整方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン（平衡交付金） 税源の豊かな自治体から乏しい自治体へ資金を移転（歳入均等化要素）するとともに、気候条件や地理特性などの諸条件による非裁量的な行政需要の格差を考慮して、それらのコストがかからない自治体から、コストのかかる自治体へ資金を移転（需要要素）
	E2 歳入歳出差額補填方式	<ul style="list-style-type: none"> ・日本（普通交付税） ・イギリス（歳入援助交付金） 地方自治体ごとに標準的な行政需要を計算し、そこから、各自治体の事業用レイト分配額と、標準税収とを控除した額を配分 	

(3) 地方分権型道州制における財政調整方法とその考え方

① ナショナル・ミニマムに係るもの

ナショナル・ミニマムに係る財政調整については、財政需要に見合った所要の財源を確保するために行うものであることから、「E2 歳入歳出差額補填方式」とする

区分		特徴	評価		
交付金の配分方法	C 人口按分型	<p>単純に人口按分で交付金を上乗せする仕組み（税源が集中しているか否かを問わない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入均等化効果があるが、効果は地方歳入に占める地方税の割合などに左右 ・税源の集中する自治体にも支給されてしまう ・いずれの国も他の方式と併用 	<ul style="list-style-type: none"> ・単独で用いられる事例はないため、評価対象外とする 	—	
	D 歳入均等化型	<p>歳入面の格差に着目して調整する仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入均等化に直接的に効果 ・増収インセンティブを確保する仕組みが必要 ・行政需要を考慮しないため、低需要自治体にも支給されてしまう 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政需要に見合った財源を配分・調整する仕組みではない 	×	
	E 需要考慮型	E1 2段階調整方式	<p>歳入面、需要面の格差をそれぞれ2段階で均等化させる仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入不足分としての交付額と、高需要による交付額が明示的に区別可能となり透明性が高い ・例えば、歳入面、需要面ともに水準を上回っていた場合、歳入面の水準超過財源の拠出を強いられることなく、需要面の要素の交付を受けることが可能であり、結果、不必要な資金が交付される可能性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・需要面では、財政需要に見合った所要の財源を配分・調整することが可能 ・一方、歳入面では、一人当たり税収が水準を上回っていた場合に超過財源が留保 	△
		E2 歳入歳出差額補填方式	<p>歳入と歳出の差額を調整する仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源が不足する自治体に不足額を交付することが可能 ・標準支出に含める行政需要の範囲の合理的設定が必要 ・標準支出の算定での厳密性と簡素性の両立が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政需要に見合った所要の財源を配分・調整することが可能 	○

② ナショナル・ミニマム以外に係るもの

ナショナル・ミニマム以外に係る財政調整については、地方分権型道州制移行後は、行政サービス水準を自らが決定し、所要の財源も自らが確保することを前提として、地方分権型道州制移行時の税収格差を一定程度是正し、その後は、自らが、行政サービス水準を決定し、所要の財源も確保することを前提としていることから、「D 歳入均等化型」とする

区分		特徴	評価		
交付金の配分方法	C 人口按分型	<ul style="list-style-type: none"> 単純に人口按分で交付金を上乗せする仕組み（税源が集中しているか否かを問わない） 歳入均等化効果があるが、効果は地方歳入に占める地方税の割合などに左右 税源の集中する自治体にも支給されてしまう いずれの国も他の方式と併用 	<ul style="list-style-type: none"> 単独で用いられる事例はないため、評価対象外とする 	—	
	D 歳入均等化型	<ul style="list-style-type: none"> 歳入面の格差に着目して調整する仕組み 歳入均等化に直接的に効果 増収インセンティブを確保する仕組みが必要 行政需要を考慮しないため、低需要自治体にも支給されてしまう 	<ul style="list-style-type: none"> 一人当たり税収格差を是正することが可能 	○	
	E 需要考慮型	E1 2段階調整方式	<ul style="list-style-type: none"> 歳入面、需要面の格差をそれぞれ2段階で均等化させる仕組み 歳入不足分としての交付額と、高需要による交付額が明示的に区別可能となり透明性が高い 例えば、歳入面、需要面ともに水準を上回っていた場合、歳入面の水準超過財源の拠出を強いられることなく、需要面の要素の交付を受けることが可能であり、結果、不必要な資金が交付される可能性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービス水準を自らが決定すべきことから、需要面の財政調整を行うことは適当ではない 	×
		E2 歳入歳出差額補填方式	<ul style="list-style-type: none"> 歳入と歳出の差額を調整する仕組み 財源が不足する自治体に不足額を交付することが可能 標準支出に含める行政需要の範囲の合理的設定が必要 標準支出の算定での、厳密性と簡素性の両立が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービス水準を自らが決定すべきことから、需要面の財政調整を行うことは適当ではない 	×

(4) 財政調整後の財政状況（道州ベース）

財政調整後の各道州^{※1}の財政状況（ナショナル・ミニマム以外^{※2}。道州ベース^{※3}）をみると、

- ・ 収支ギャップについて、首都圏の財源超過額は+1.1兆円（財政調整前：+3.0兆円）となり、財源不足が最大の九州圏でも▲0.3兆円（財政調整前：▲1.1兆円）となるなど、格差が縮小していること
- ・ 一人当たり租税収入について、首都圏が15.4万円（財政調整前：19.8万円），中国圏が14.3万円（財政調整前：同額）であり、その他の地域ブロックは13.6万円となるなど、同様に、格差が縮小していること

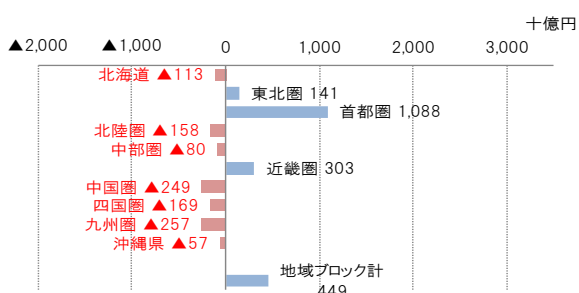
などから、各道州の収支格差を一定程度是正する効果が認められる

※1 国土形成計画法に基づく広域地方計画区域を道州と仮定

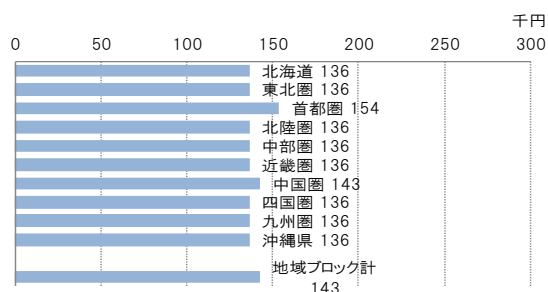
※2 ナショナル・ミニマムの財政需要と税収等財源は一致させることとしていることから、収入・支出双方から除いて算定

※3 新たな広域自治体としての道州の収入支出を用いて算定

〔各道州の収支ギャップ〕



〔各道州の一人当たり租税収入〕



〔試算の前提〕

- ・ 地域ブロックごとの数値は、都道府県別の数値を国土形成計画法に基づく広域地方計画区域で合算
- ・ ナショナル・ミニマムは、「E2 歳入歳出差額補填方式」により、各地域ブロックごとの財政需要と、各地域ブロックごとの「消費税」の49.2%（道州：24.6%，基礎自治体（市町村）：24.6%）、「所得税」の総額（道州：40.7%，基礎自治体（市町村）：59.3%），法人税の16.5%（基礎自治体（市町村）：16.5%）との格差を調整
- ・ ナショナル・ミニマム以外は、「D 歳入均等化型」により、次のとおり試算
 - ・ 各地域ブロックごとの一人当たり租税収入と全国平均（地域ブロック計）との格差を調整
 - ・ 全国平均を超過する団体から全国平均を下回る団体への税財源の拠出に当たり、超過する団体に留保する割合は20%
 - ・ 全国平均を下回る団体への充足割合は95%

(5) 財政調整後の財政状況（基礎自治体（市町村）ベース）

財政調整後の各道州^{※1}の財政状況（ナショナル・ミニマム以外^{※2}。基礎自治体（市町村）ベース^{※4}）をみると、

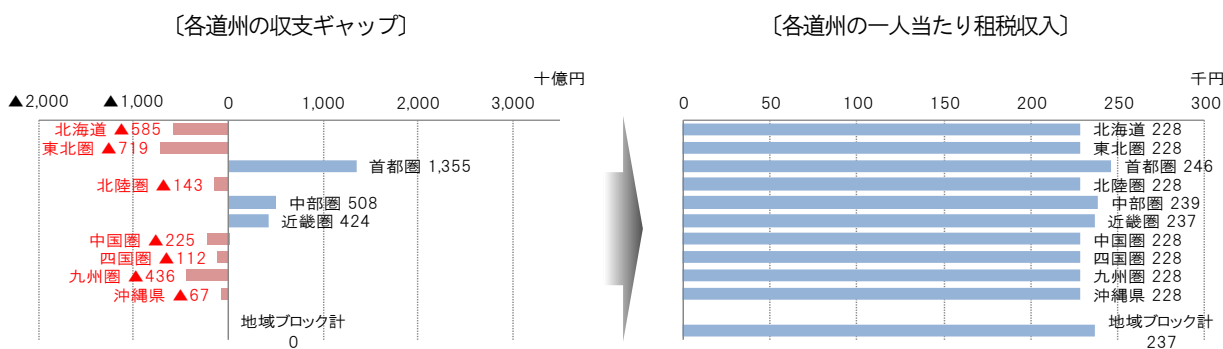
- ・ 収支ギャップについて、首都圏の財源超過額は1.4兆円（財政調整前：+2.9兆円）となり、財源不足が最大の東北圏でも▲0.7兆円（財政調整前：▲1.3兆円）となるなど、格差が縮小している
- ・ 一人当たり租税収入について、首都圏が24.6万円（財政調整前：28.3万円）、中部圏が23.9万円（財政調整前：24.5万円）、近畿圏が23.7万円（財政調整前：同額）であるのに対し、その他の地域ブロックは22.8万円となるなど、同様に、格差が縮小していること

などから、各基礎自治体（市町村）の税収格差も一定程度是正する効果が認められる

※1 国土形成計画法に基づく広域地方計画区域を道州と仮定

※2 ナショナル・ミニマムの財政需要と税収等財源は一致させることとしていることから、収入・支出双方から除いて算定

※4 基礎自治体（市町村）の収入支出を各道州で合計した数値を用いて算定



【地方分権型国家の実現に向けた広島県の提言 ⑧】

地方自らが必要な財政調整を行うとともに、自らが行政サービス水準を決定し、自らが所要の財源も確保することを可能とする仕組みを構築すべきこと。

6 国債の取扱い

(1) 国債の取扱いに関する基本的な考え方〔P20 IV-3-(1)再掲〕

国債については、建設国債と特例国債（いわゆる赤字国債）にそれぞれ分けて考えることが必要

【建設国債】

- 地方分権型道州制への移行に伴い、国の資産の一部（国管理の道路、空港など）を道州へ移管することから、国からの移管資産に係る債務（建設公債の償還）、新たな公債発行については、道州が担うことを基本とする（この度の検討では建設国債に係る公債費（債務償還額）全てが道州に移管されたものとして国・道州の財政需要を試算）
- 都道府県から基礎自治体（市町村）への移管資産（都道府県管理の道路、河川など）に係る債務、新たな公債発行についても、同様に基礎自治体（市町村）が担うことを基本とする（この度の検討では道府県債に係る公債費（債務償還額）の一部（移管資産に係るもの）が基礎自治体（市町村）に移管されたものとして試算）

【特例国債（いわゆる赤字国債）】

- 特例国債は、発行経緯（国の財政運営上の理由）を踏まえ、引き続き、国が担うことを基本とする
- なお、道州に移譲される役割にも関連することから、債務を道州と分担することも選択肢の一つとして検討

(2) 国の長期債務などの取扱い

(単位:兆円)

区分	国の長期債務の分担（案）		残高 (H26 末)
国			811
建設国債	道州※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業、出資金及び貸付金の財源を調達するために発行 ・ 国からの移管資産（国管理の道路など）に係る債務は道州が担う。 ※ 引き続き国が管理する資産に係るものを除く	260
特例国債	国 (道州)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入不足が見込まれる場合に、公共事業費等以外の財源を調達するために発行 ・ 発行経緯（国の財政運営上の理由）を踏まえ、引き続き、国が担うことを基本としつつ、道州に移譲される役割にも充当されていたものと見込まれることから、道州と分担することも選択肢の一つとして検討 	481
減税特例国債	国 (道州)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減税による所得税等に係る租税収入の減少を補うために発行 ・ 発行経緯（国の財政運営上の理由）を踏まえ、引き続き、国が担うことを基本としつつ、道州に移譲される役割にも充当されていたものと見込まれることから、道州と分担することも選択肢の一つとして検討 	1
承継債務借換 国債 (国鉄・林野等)	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国有鉄道や国有林野事業などの過去の債務を国の一般会計が引き継いだもの ・ 国営事業の債務などを承継したものであることから、国が担う。 	22
復興債	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災からの復興に必要な財源となる税収等が入るまでのつなぎとして発行 ・ 大規模災害は、引き続き、国の役割に位置付けていることから、国が担う。 	11
年金特例国債	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金の国庫負担の追加に必要な財源となる税収が入るまでのつなぎとして発行 ・ 年金は、引き続き、国の役割に位置付けていることから、国が担う。 	5
交付国債	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦没者等の遺族等に対して金銭の給付に代えて交付するために発行 ・ 引き続き、国の役割に位置付けていることから、国が担う。 	0.1
出資・拠出国債	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国が国際機関へ加盟する際に、出資又は拠出する現金に代えて発行 ・ 引き続き、外交・防衛は国の役割に位置付けていることから、国が担う。 	3

株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債	国	・ 政府金融機関に政策資金を供給するために発行 ・ 引き続き、国の役割に位置付けていることから、国が担う。	1
一般会計借入金	国	・ 国の財政運営上の理由から借入 ・ 引き続き、国が担うことを基本とする。	13
特別会計借入金	国	・ 国の財政運営上の理由から借入。引き続き、国が担うことを基本とする。	13
地方			200
地方債 (臨時財政対策債)	国 (道州) (基礎自治体)	・ 地方財政収支の不足額を補てんするために発行 ・ 元利償還金相当額の全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入するとされていることから、国が担うことを基本としつつ、地方の役割に充当されていたことから、道州・基礎自治体と分担することも選択肢の一つとして検討	48
地方債 (その他)	道州 基礎自治体	・ 投資的経費の財源を調達するために発行 ・ 引き続き、道州・基礎自治体が担う。	96
公営企業債	道州 基礎自治体	・ 公営企業(交通、ガス、水道など)の経費を調達するために発行 ・ 引き続き、公営企業が担う。	22
交付税及び譲与税 配付金特会借入金	道州 基礎自治体	・ 地方一般財源不足に対応するため、特会の負担において借入(地方負担分)。 ・ 道州・基礎自治体が債務を承継する。	33
国・地方 合計			1,010

注) 残高数値は、H26年度予算編成時の政府見通しによる計数に基づき整理

(3) 長期債務の縮減に向けて

① 国・地方を通じた財政支出の適正化

地方分権型道州制への移行により、

- ・ 国・地方を通じたマネジメント機能の強化
 - ⇒ 国と地方の役割分担が最適化され、その役割を果たすためのマネジメント機能が強化されることにより、より効率的・効果的な行財政運営が実現
 - ・ 受益と負担に見合った行政サービスの実現
 - ⇒ より住民に近いところで、受益と負担に見合った行政サービスを住民が選択できることになり、より効率的・効果的な行財政運営が実現
 - ・ 二重行政の解消による行政コストの縮減
 - ⇒ 国の機能を地方分権型道州に大幅に移譲する中で、現在の国の中央府省・地方支分部局と都道府県との二重行政が解消されることにより、投資的経費などの行政コストの縮減が可能
 - ・ 公務員数の縮減
 - ⇒ 国の機能を地方分権型道州に大幅に移譲することによる二重行政の解消や、47都道府県を10程度の地方分権型道州に再編することによるスケールメリットの発揮などにより、相当数の公務員数の縮減が可能
- などの効果が期待され、これにより得られる財政支出の適正化効果を長期債務の償還などに活用

② 公共施設等の活用

- 国・地方（移管を受けた国有資産を含む）それぞれが有する公共施設等について、
- 公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション方式」※）の導入を始めとする民間開放の推進

⇒ コンセッション方式の導入などにより、サービスの向上を図りつつ、運営権付与に対する対価などを得ることが期待

- 国が有する公共施設等の売却の推進 ~ 国と地方の役割分担の見直しに伴い、国から地方への移管対象となる公共施設等のうち、地方が移管を希望せず、住民サービスの大幅な低下を来す恐れのないものなどを売却などにより得られる財政効果を長期債務の償還などに活用

※【参考】『日本再興戦略』（H25.6.25 閣議決定）抜粋
 第Ⅱ - 5 - ②「公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）」 - ○コンセッション方式の対象拡大
 空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）の導入を推進する。

【地方分権型国家の実現に向けた広島県の提言 ⑨】

国及び地方の長期債務の縮減を図るためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことなどを通じて、

- 国・地方を通じたマネジメント機能の強化
- 受益と負担に見合った行政サービスの実現
- 二重行政の解消による行政コストの縮減

など、財政支出の適正化などに取り組むことが不可欠であること。

7 地方債の発行環境の整備

地方分権型道州制への移行により、国からの移管資産（国管理の道路、空港など）に係る新たな公債発行は道州が担う（都道府県からの移管資産に係る新たな公債発行は基礎自治体（市町村）が担う）ことを基本としている。

このため、地方自治体において、多額の公債を発行が必要となることから、その発行環境を整える必要がある。

(1) 発行環境に係る課題と対応（案）

① 財政状況の透明化

課題	地方自治体の信用力を維持・向上させるため、財政状況の透明化を図ることが必要
対応（案）	財政状況の透明化を図るため、これまで同様、 ① 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）」の毎年度の公表 ② 決算状況（「決算書」、 「地方財政状況調査（決算統計）結果」）の毎年度の公表 ③ 地方公会計制度に基づく財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の毎年度の作成・公表 などに取り組む。

② 計画的・自律的な財政運営

課題	地方の自立性を確保する観点から、国から地方への大幅な税収等財源の移譲を進める一方、原則として、公債費に対する地方財政措置を含め、国から地方への移転財源は設けないこととするため、計画的・自律的な財政運営が必要
対応(案)	計画的・自律的な財政運営を行うため、 ④ 「中長期的な財政収支見通し」の定期的な公表 ⑤ 「財政運営(健全化)目標」を盛り込んだ「財政運営(健全化)計画」の策定・公表 などに取り組む。

③ 地方債の信用力の向上

課題	政府資金に依存せず、市場から多額の資金調達を行うため、地方債の信用力の向上や投資家への投資判断基準の提供が必要
対応(案)	<p>地方債の信用力の向上や投資家への投資判断基準の提供の観点から、</p> <p>① 【再掲】「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)」の毎年度の公表</p> <p>③ 【再掲】地方公会計制度に基づく財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)の毎年度の作成・公表</p> <p>⑥ 格付け機関による地方債の格付けの取得</p> <p>に取り組む。</p> <p>これまで同様、各地方自治体の地方債間で一定程度格差が生じることは避けられないことから、必要に応じ、資金を要する地方自治体が安定的に資金調達を行うため、</p> <p>⑦ 地方債の共同発行</p> <p>などに取り組む。</p> <p>ただし、現在、広島県を始めとする地方自治体が国債格付け機関から取得している格付情報については、国の地方自治体に対する関与などが考慮されていると考えられることから、これまで以上に地方債の信用力の向上に向けた取組が必要</p> <p>【参考】ムーディーズ格付け付与プレスリリース(H26.12.3)抜粋</p> <p>今回の格下げは、中央政府と日本の格付対象地方自治体の強い結びつきを反映した地方自治体のシステミックリスクの増大などから両者の格付は同水準であるとのムーディーズの見方を反映したものである。</p> <p>ムーディーズは、地方自治体が財政的困難に直面した場合、日本政府が支援を提供する可能性は極めて高いと想定しており、この極めて高い支援の可能性は、地方自治体の格付において重要な要素となっている。これは日本の中央集権的システムとリスクの社会化という歴史に基づいており、必要が生じた場合には緊急の支援が提供される根拠となっている。</p> <p>また、地方自治体の運営に関する高度な制度の枠組みに基づき、地方自治体は中央政府と強く結びついている。そうした制度の枠組みには、地方自治体の全活動に対する実質的な監督、財政調整機能および財源保障機能を目的とした地方交付税制度、財政状況が極めて困難な自治体に継続的な支援を行う強い方針などが含まれる。地方自治体に対して中央政府による高い監視関与が行われることにより、地方自治体の信用上の課題が明らかになり早期に対処される。</p>

④ 財政健全化の仕組み

課題	地方自治体の信用力を維持・向上させるため、財政状況が硬直化を来たした場合に、地方債の発行制限を含め速やかな財政健全化が義務付けられる仕組みが必要
対応 (案)	<p>財政状況が硬直化を来た場合に速やかな財政健全化を義務付ける仕組みとして、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく義務付け同様、</p> <p>⑧ 「健全化判断比率」のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合（実質赤字比率：3.75%（道府県）、連結実質赤字比率：8.75%（道府県）、実質公債費比率：25%（都道府県・市町村）、将来負担比率：400%（都道府県・政令市）」の「財政健全化計」の策定</p> <p>⑨ 「再生判断比率」のうちいずれかが財政再生基準以上の場合（実質赤字比率：5%（道府県）、連結実質赤字比率：15%（道府県）、実質公債費比率：35%（都道府県・市町村）」の「財政再生計画」の策定</p> <p>⑩ 「再生判断比率」のうちいずれかが財政再生基準以上の場合における災害復旧事業等を除く地方債の起債制限などの義務付けを行う。</p>

【地方分権型国家の実現に向けた広島県の提言 ⑩】

必要な資金を安定的に調達するため、

- ・ 地方自らが、財政状況の透明化や計画的・自律的に財政運営を行うこと
- ・ 財政硬直化を来た場合に他律的に財政健全化が義務付けられることなど、地方自治体の信用力を維持・向上するための仕組みが不可欠であること。

8 課税自主権の強化

ナショナル・ミニマム以外の財政需要に対しては、地方自らが、行政サービス水準を決定し、所要の財源の確保することを基本としている。このため、地方において、住民が必要とする行政サービス水準に沿って、税負担の軽減又は加重することが可能となるよう、課税自主権を強化する必要がある。

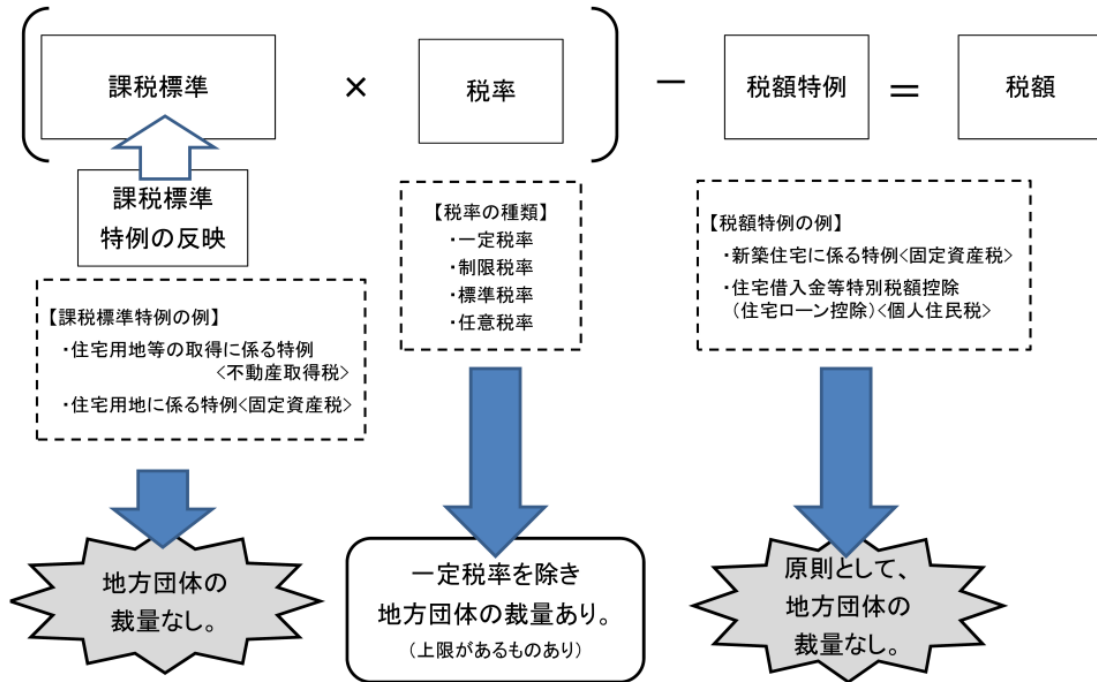
(1) 現行制度

地方公共団体の課税自主権は認められているものの、

- ・ 一定税率（それ以外の税率を定めることができない税率）が定められている税目のほか、制限税率（それを超えることができない税率）や標準税率（通常よるべき税率）などが定められている税目が多いこと
- ・ 標準税率を下回る税率を定めた場合は地方債の発行に際して総務大臣又は都道府県知事の許可が必要となること
- ・ 法定外税の新設等に際して総務大臣の同意を得る必要があることなど、国が強く関与している

〔税額計算の基本的な仕組みと地方の裁量〕

出典：「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会（総務省）」資料一部抜粋



※ 過去、課税標準の算出方法については、地方団体間の負担の不均衡を是正する観点から統一してきた経緯あり。

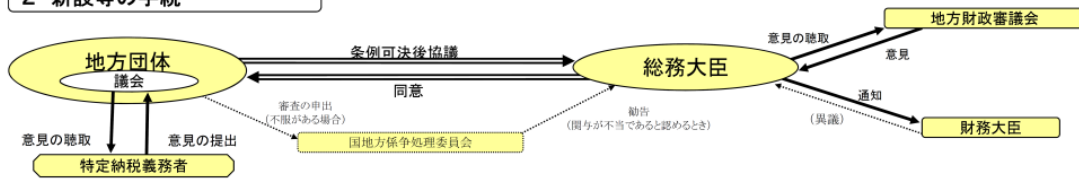
〔法定外税の新設等の手続き〕

出典：「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会（総務省）」資料一部抜粋

1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。
 平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。
 また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会での納税者義務者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかががあると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

(2) 現行の地方税の税率一覧

【道府県税】

区分	税率の種類			税率[制限税率]	摘要
	標準税率	一定税率	任意税率		
1 道府県民税(個人・所得割)	○			4.0%	分離課税が適用される所得にかかる特例あり
2 道府県民税(個人・均等割)	○			1,000円	H26年度からH35年度まで1,500円
3 道府県民税(法人・均等割)	○			2万円～80万円	
4 道府県民税(法人・法人税割)	○			5.0% [6.0%]	H26年10月1日以後開始事業年度から3.2%[制限税率4.2%]
5 道府県民税(利子割)		○		5.0%	
6 道府県民税(配当割)		○		5.0%	
7 道府県民税(株式等譲渡所得割)		○		5.0%	
8 事業税(個人)	○			3.0%～5.0% [1.1倍]	
9 事業税(法人) 〔外形標準課税対象法人(資本金1兆円超の普通法人)〕					
・付加価値割	○			0.48% [1.2倍]	
・資本割	○			0.2% [1.2倍]	
・所得割	○			3.8%～7.2% [1.2倍]	H26年10月1日以後開始事業年度から2.2%～4.3%[地方法人特別税67.4%]
〔所得課税法人(資本金1億円以下の普通法人, 公益法人等及び特別法人等)〕					
・所得割	○			5.0%～9.6% [1.2倍]	H26年10月1日以後開始事業年度から3.4%～6.7%[地方法人特別税43.2%]
〔収入課税法人〕					
・収入割	○			1.3% [1.2倍]	H26年10月1日以後開始事業年度から0.9%[地方法人特別税43.2%]
10 固定資産税(特例)	○			1.4%	
11 自動車税	○			総排気量等による [1.5倍]	
12 鉱区税		○		目的及び面積等による	
13 地方消費税		○		17/63	
14 道府県たばこ税		○		1,000本につき860円	旧3級品は1,000本につき411円
15 軽油引取税		○		1klにつき15,000円	当分の間32,100円
16 ゴルフ場利用税		○		1日1人につき800円	
17 不動産取得税	○			4.0%	H18年4月1日からH27年3月31日までの住宅又は土地の取得は3.0%
18 自動車取得税		○		3.0%	営業用自動車及び軽自動車は2.0%

【市町村税】

区分	税率の種類			税率[制限税率]	摘要
	標準税率	一定税率	任意税率		
1 市町村民税(個人・均等割)	○			3,000円	H26年度からH35年度まで3,500円
2 市町村民税(個人・所得割)	○			6.0%	分離課税が適用される所得にかかる特例あり
3 市町村民税(法人・均等割)	○			5万円～300万円 [1.2倍]	
4 市町村民税(法人・法人税割)	○			12.3% [14.7%]	H26年10月1日以降開始事業年度から9.7% [制限税率12.1%]
5 鉱産税	○			1.0% [1.2%]	200万円/月以下の場合 は0.7% [制限税率0.9%]
6 固定資産税	○			1.4%	
7 軽自動車税	○			総排気量等による [1.5倍]	
8 特別土地保有税					H15年度以降は新たな課税を停止
・土地の保有		○		1.4%	
・土地の取得		○		3.0%	
9 市町村たばこ税		○		1,000本につき5,262円	旧3級品は1,000本につき2,495円

【参考】『地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会※報告書（H24年11月）』一部抜粋

※ 税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性・自立性を高めるため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する観点から、抜本的に改革する上での諸課題について検討するため、平成23年6月に総務省が設置したもの

第4章 税率についての課税自主権の拡大

3. 制限税率について

(2) 制限税率の見直しの方向性について

制限税率を設定することについては、

- ① 地方団体間に著しい税負担の不均衡が生じることを抑制
- ② 国税・地方税を通じた税負担の適正化
- ③ 国や他の地方団体の税収入に多大な影響を与えることを抑制
- ④ 特定地域の経済活動への過度の負担を与えることを抑制

といった意義があるものの、税率の自由度を制限するものであるから、社会経済情勢の推移等も踏まえつつ、地域の自主性・自立性を高める観点から、緩和する方向で不断に検討されるべきであると考える。

4. 一定税率について

(2) 一定税率の見直しの方向性について

一定税率を設定することについては、

- ⑤ 経済活動を歪めることを回避
- ⑥ 国税・地方税を通じた税負担の適正化
- ⑦ 納税義務者や特別徴収義務者に多大な事務負担を課すことを回避
- ⑧ 特権税的なものであることから同一の負担

といった意義があるものの、税率の自由度を制限するものであるから、社会経済情勢の推移等も踏まえつつ、地域の自主性・自立性を高める観点から、緩和する方向で不断に検討されるべきであると考える。

5. 標準税率について

(1) 制限税率の定義

- ・ 地域主権改革の推進の観点から、税率の自由度を高めることは必要であると考える。
- ・ 税制全体の大きな方向性は国会で決められるべきとの観点や地方交付税制度における役割などからは、標準税率の果たしている機能は必要であると考えられる。

(3) 課税自主権の強化に向けた見直しの方向性

- 課税自主権の強化は、地方自らが行政サービス水準を決定し、地方自らが所要の財源も確保することを可能とするためのものである
- したがって、地域住民自らが、行政サービスの拡大あるいは縮小のために、
 - ① 地方団体間に著しい税負担の不均衡が生じることを抑制
 - ② 国税・地方税を通じた税負担の適正化
 - ③ 国や他の地方団体の税収入に多大な影響を与えることを抑制
 - ④ 特定地域の経済活動への過度の負担を与えることを抑制といった制限税率の設定の意義が一定程度低下してもやむを得ないという前提が成り立つ場合には、制限税率を見直す（緩和・廃止など）ことが考えられる
- また、社会経済情勢の変化などにより、
 - ⑤ 経済活動を歪めることを回避
 - ⑥ 国税・地方税を通じた税負担の適正化
 - ⑦ 納税義務者や特別徴収義務者に多大な事務負担を課すことを回避
 - ⑧ 特権税的なものであることから同一の負担といった一定税率の設定の意義が一定程度低下した状況となった場合には、一定税率を見直す（緩和・標準税率化など）ことも考えられる
- 社会経済情勢の推移等も踏まえつつ、地域の自主性・自立性を高める観点から、今後、見直しの検討を進めていくことが必要

【地方分権型国家の実現に向けた広島県の提言 ⑩】

制限税率・一定税率を緩和し、地方自らが行政サービス水準を決定し、地方自らが所要の財源も確保することを可能とする仕組みを構築すること。

V 「地方分権型道州制」の実現に向けて

- 真の地方創生の実現には、地方自らが、魅力ある地域づくりを目指して、自らの地域が直面している課題を明らかにし、自らがその対策を考え、自らが取組を進めていくことが不可欠であることから、
 - ・ 更なる地方分権改革に取り組み、国から地方へ権限と財源の移譲を進め、
 - ・ 将来的には、地方分権改革の究極の姿として、「地方分権型道州制」を目指していくべき
 - このため、
 - ・ 地方分権改革に関する提案募集制度などを活用しながら、国からの事務・権限の移譲などを求めること
 - ・ 「地方分権型道州制」の実現に向けた機運を醸成するため、県民・国民の理解を深めること
 - ・ 道州制の議論の加速化に備え、本県の目指す地方分権型道州制の制度設計などの精度を高めること
- などに取り組む。